

第5次新宮町総合計画

— みんなの新宮町未来計画 —

● 後期基本計画 ●

(平成28(2016)年度～平成32(2020)年度)

人が輝き 快適に暮らせる
元気なまち 新宮



福岡県 新宮町

町長あいさつ



新宮町では、平成23年度から平成32年度までを計画期間とした第5次新宮町総合計画“みんなの新宮町未来計画(愛称)”に掲げた『人が輝き 快適に暮らせる 元気なまち 新宮』を実現するため、10年間で取り組まなければならないまちづくりの課題と具体策を示し、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

今回、平成27年度で前期基本計画が終了することに伴い、平成28年度から平成32年度までの後期基本計画の策定を行いました。この後期基本計画は、基本構想の基本理念に基づいて、平成28年度からの5年間に行う施策や事業の位置づけを行うものです。

本町の人口は3万人を超え、直近の5年間で25%近く増加したため、人口増加に伴う新たな行政課題に対応し、人口規模に見合った行政サービスを提供しなければならないという問題に直面しています。

このような住民ニーズに対応するためには、行政だけでは解決できず、住民の方や団体などの多様な活力を結集し、それぞれの役割を果たしながら住民と行政とが一体となって活動していくまちづくりが大切になってきます。

今後も行政を取り巻く環境の変化に適切に対応していくとともに、この計画の理念である「生活の豊かさ、住み易さを実感できるまちづくり」をめざし、取り組んでまいりますので、町民の皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

新宮町長 長崎 武利

目次 CONTENTS

◇ はじめに

①計画策定の趣旨	3
②計画の位置づけ・対象期間	4

◇ 後期基本計画

後期基本計画の施策体系	5
-------------	---

第1章 子育て環境が充実したまち

1-1 子育て支援の充実	7
1-2 就学前教育・保育の充実	9
1-3 学校教育とその環境の充実	11
1-4 青少年健全育成の推進	13

第2章 心豊かな人を育むまち

2-1 生涯学習の推進	15
2-2 生涯スポーツの推進	17
2-3 歴史・文化の継承と創造	19

第3章 人権が尊重されるまち

3-1 人権教育と啓発の推進	21
3-2 人権行政の計画的推進	23
3-3 男女共同参画の社会づくり	25

第4章 生活環境が充実し快適に暮らせるまち

4-1 秩序ある土地利用	27
4-2 道路網の整備と道路環境の充実	29
4-3 公共交通の充実	31
4-4 水の安定供給	33
4-5 下水道の整備	35
4-6 公園の整備	37
4-7 生活環境の充実	39

第5章 安全・安心な生活を送れるまち

5-1 防災対策の充実	41
5-2 防犯対策・交通安全対策の強化	43
5-3 生活相談・支援の充実	45

第6章 自然と環境を大切にするまち

6-1 環境施策の推進	47
6-2 自然環境の保全と緑化の推進	49

第7章 活力を生み出すまち

7-1 農水産業の振興	51
7-2 商工業の振興	53
7-3 観光の振興	55
7-4 人口減少の対策と地域振興の推進	57

第8章 健康で福祉が充実したまち

8-1 健康づくりの推進	59
8-2 地域福祉の充実	61
8-3 高齢者福祉の充実	63
8-4 障がい者福祉の充実	65
8-5 社会保障の充実	67

第9章 みんなの力で地域づくりを進めるまち

9-1 コミュニティの振興	69
9-2 協働・公益活動の推進	71

第10章 行政を経営し計画を着実に進めるまちづくり

10-1 効率的な行財政運営	73
10-2 広域行政の推進	75
10-3 情報化の推進と広報広聴の充実	77

はじめに

①計画策定の趣旨

本町においては、昭和46（1971）年7月に第1次総合計画を策定して以来、10年ごとに総合計画を見直し、現在の第5次新宮町総合計画は平成23年度に策定されました。

第5次新宮町総合計画では、「人にやさしいまちづくり」・「環境共生のまちづくり」・「協働で拓くまちづくり」を基本理念としています。

基本計画は、この基本理念と基本構想で定めた基本目標を実現するため、施策を分野ごとに体系的に示したものです。

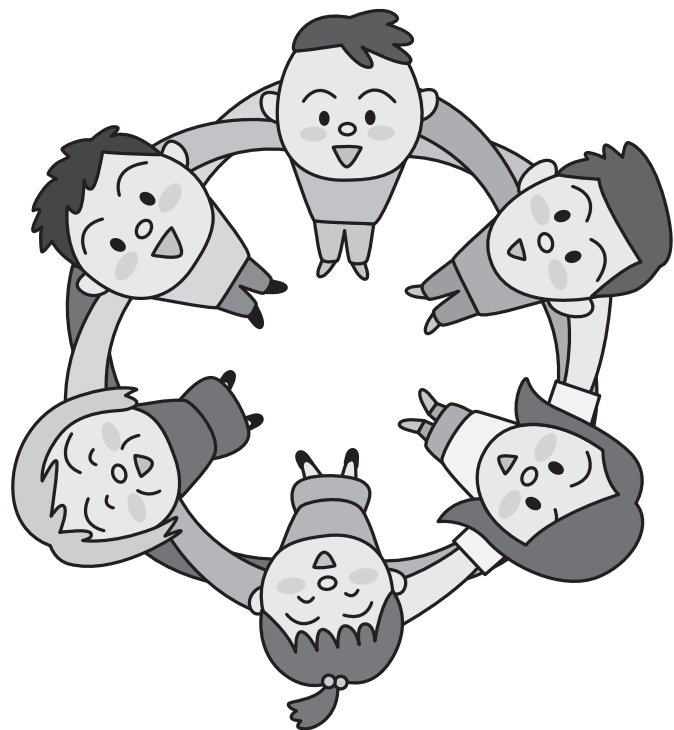
基本構想では、「町民と行政との協働によるまちづくり」と位置づけ、10年間の長期的な構想として多くの町民の意見を取り入れて作り上げたもので、基本計画は、基本構想をもとに具体的なまちづくりの方向性や取り組みの内容を表した5年間の中期的な計画です。

前期基本計画の計画期間の終了を迎える今、本町を取り巻く状況は計画策定当初とは大きく変わってきています。中心市街地の形成により人口が流入し、予測を大幅に上回る人口増加となり、それに伴い様々なインフラ整備が必要となってきました。

後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画の進捗状況や新たな課題を的確に把握・整理し、本町の置かれている現状を十分に認識することが重要となります。

今回、第5次新宮町総合計画後期基本計画では、基本構想を実現するための「10」の主要施策を掲げています。それぞれの施策については、「現状と課題」と事業の内容を示した「施策の内容」に整理して、実効性の高い計画を目指しています。

「基本構想」及び「基本計画」から構成された第5次新宮町総合計画を着実に推進することで、町民と行政による協働のまちづくりを実現していきます。



②計画の位置づけ・対象期間

◆後期基本計画の位置づけ

第5次新宮町総合計画は、基本構想と基本計画で構成されています。基本構想は、今後10年間の本町がめざすべきまちの姿（将来像）を明らかにし、その実現に向けたまちづくりの基本的な考えや方向性を示します。基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための具体的な施策・事業を体系的に明らかにしたもので、本町のまちづくりの指針となるものです。

◆対象期間と構成

基本構想の対象期間である10年間で、社会状況の変化に的確に対応していくため、5年をめぐりに内容の見直しを行います。後期基本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間で計画期間とします。

■基本構想 【計画期間】10年間 平成23年度～平成32年度

・総合的・長期的視点に立って、本町がめざすべきまちの姿（将来像）の実現に向けて、その考え方や施策の基本方向を示す総合的なまちづくりの指針となるもので、町民から親しまれ、町民と行政の連携・協働のもと、未来の“新宮町”をつくるための「まちづくりの共通目標」としています。

■基本計画 【計画期間】5年間 平成23年度～平成27年度（前期） 平成28年度～平成32年度（後期）

・基本構想で示された10年間にわたる「めざすべきまちの姿（将来像）」を実現するために、本町が進めていく施策の内容を明らかにした町政の基本的な計画となるものです。

平成23年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本構想（平成23年度～平成32年度）									
前期基本計画（平成23年度～平成27年度）									
					後期基本計画（平成28年度～平成32年度）				

後期基本計画の施策体系

分野別の基本目標

主要施策

施策の内容

第1章 子育て環境が充実したまち

- 1 子育て支援の充実
- 2 就学前教育・保育の充実
- 3 学校教育とその環境の充実
- 4 青少年健全育成の推進

- [1-1] ①子育てに関する相談・支援の充実 ②児童虐待防止の推進 ③地域での子育て支援 ④子育てに伴う負担の軽減 ⑤要支援児への対応 ⑥妊産婦・育児に関する支援
- [1-2] ①幼児教育・保育の充実 ②幼児教育・保育サービスの推進
- [1-3] ①「生きる力」を育む教育内容の充実 ②豊かな心を育む教育の推進 ③児童・生徒の安全・安心対策 ④学童保育の充実 ⑤教育環境の整備 ⑥国際交流の推進 ⑦コミュニティ・スクールの推進
- [1-4] ①青少年健全育成活動の推進 ②家庭・地域の教育力の向上 ③非行防止活動の推進 ④相談体制の充実

第2章 心豊かな人を育むまち

- 1 生涯学習の推進
- 2 生涯スポーツの推進
- 3 歴史・文化の継承と創造

- [2-1] ①学習機会の充実 ②生涯学習の基盤づくり ③図書館利用者サービスの充実 ④交流の推進
- [2-2] ①生涯スポーツの振興 ②体育施設の充実
- [2-3] ①文化財の保全と保存 ②文化財の活用 ③伝統文化の継承 ④芸術・文化の振興

第3章 人権が尊重されるまち

- 1 人権教育と啓発の推進
- 2 人権行政の計画的推進
- 3 男女共同参画の社会づくり

- [3-1] ①学校における人権教育の推進 ②家庭や地域における人権教育の推進 ③人権啓発活動の充実
- [3-2] ①人権施策の総合的な推進 ②各種団体・機関との連携 ③人権に関する相談体制の充実 ④人権意識・生活実態の把握と施策の充実
- [3-3] ①男女共同参画の意識づくり ②男女がともに参画し、支えあう環境づくり ③男女が安心して健やかに暮らせる生活への支援

第4章 生活環境が充実し 快適に暮らせるまち

- 1 秩序ある土地利用
- 2 道路網の整備と道路環境の充実
- 3 公共交通の充実
- 4 水の安定供給
- 5 下水道の整備
- 6 公園の整備
- 7 生活環境の充実

- [4-1] ①良好な市街地の形成 ②市街化調整区域などの適切な土地利用の推進 ③地籍調査の推進
- [4-2] ①国道・県道の整備 ②都市計画道路の見直しと整備 ③生活道路の整備 ④道路の適切な維持管理
- [4-3] ①交通結節機能の充実 ②コミュニティバスの充実 ③渡船の充実 ④駐輪対策の充実
- [4-4] ①安全で良質な水の安定供給 ②経営の健全化
- [4-5] ①下水道の普及促進 ②施設の適切な維持管理 ③浸水対策 ④し尿処理方法の検討 ⑤経営の健全化
- [4-6] ①都市公園などの整備 ②公園の適切な維持管理の推進
- [4-7] ①環境美化活動の推進 ②生活環境の維持 ③公害の防止 ④住居表示の推進

第5章 安全・安心な生活が送れるまち

- 1 防災対策の充実
- 2 防犯対策・交通安全対策の強化
- 3 生活相談・支援の充実

- [5-1] ①災害に強いまちづくりの推進 ②消防救急体制の充実 ③危険箇所への対策 ④国民の保護
- [5-2] ①防犯活動の支援と広報の充実 ②交通安全意識の高揚 ③防犯施設の整備 ④交通安全施設の整備 ⑤暴力犯罪の防止
- [5-3] ①生活相談の充実 ②消費者意識の高揚 ③情報の発信

第6章 自然と環境を大切にすまち

- 1 環境施策の推進
- 2 自然環境の保全と緑化の推進

- [6-1] ①総合的な環境施策の推進 ②環境意識の高揚 ③地球温暖化防止対策の推進
- [6-2] ①自然の保全と活用 ②荒廃森林の再生 ③緑化の推進

第7章 活力を生み出すまち

- 1 農水産業の振興
- 2 商工業の振興
- 3 観光の振興
- 4 人口減少の対策と地域振興の推進

- [7-1] ①農業の担い手の育成支援 ②地産地消の推進と荒廃農地の対策 ③高付加価値農水産物の開発 ④水産業の振興 ⑤漁港施設の利用促進と適正管理
- [7-2] ①商業の振興 ②製造業・工業の振興 ③中小企業の支援 ④企業誘致の推進
- [7-3] ①観光情報の発信と施設の充実 ②連携による観光の推進 ③観光振興の仕組みづくり
- [7-4] ①定住化の推進 ②空き家・空き地の対策 ③地域振興策の推進 ④交流の拠点づくり

第8章 健康で福祉が充実したまち

- 1 健康づくりの推進
- 2 地域福祉の充実
- 3 高齢者福祉の充実
- 4 障がい者福祉の充実
- 5 社会保障の充実

- [8-1] ①健康づくりの啓発 ②健(検)診・保健指導の充実 ③こころの健康づくり ④食育の推進 ⑤感染症の予防
- [8-2] ①地域福祉活動の充実 ②見守りネットワークの充実 ③福祉ボランティア活動の推進 ④戦没者遺族等への援護
- [8-3] ①高齢者の社会参加 ②高齢者の健康づくり ③日常生活支援の充実 ④相談窓口の充実 ⑤高齢者の交流拠点の充実
- [8-4] ①障がい者の自立と社会参加の支援 ②相談支援体制の充実 ③生活環境の充実 ④障がいのある子どもたちの療育
- [8-5] ①国民健康保険事業の健全な運営 ②国民年金制度の啓発 ③地域医療体制の充実 ④低所得者福祉の充実

第9章 みんなの力で 地域づくりを進めるまち

- 1 コミュニティの振興
- 2 協働・公益活動の推進

- [9-1] ①コミュニティ組織の仕組みづくり ②コミュニティ施設の充実 ③コミュニティ活動の活性化
- [9-2] ①協働のまちづくりの推進 ②公益活動への支援 ③町民参画の推進

第10章 行政を経営し計画を 着実に進めるまちづくり

- 1 効率的な行財政運営
- 2 広域行政の推進
- 3 情報化の推進と広報広聴の充実

- [10-1] ①町民から信頼される行財政運営 ②組織・人材の育成
- [10-2] ①福岡都市圏広域行政計画の推進 ②広域行政の推進 ③一部事務組合の健全化 ④近隣市町との連携
- [10-3] ①電子自治体の構築 ②広報機能の充実 ③広聴システムの充実 ④情報公開の推進

1 子育て支援の充実

現状と課題

◆共働き世帯が増加する中、子育てに伴う精神的、経済的負担が重くなっています。近年は、男性の育児休暇の取得促進など、育児においても男女の格差をなくすための取組が推進されていますが、やはり出産・育児に関しては女性の方がより負担が重いことは現在においても変わりはありません。また、出産・育児のためやむを得ず離職しなければならないケースもあることや、子育てそのものにかかる費用についての不安、将来への漠然とした不安などが晩婚化や少子化の一因となっています。

◆本町は、杜の宮や新宮中央駅前等の宅地開発に伴い、子育て世帯やこれから子育てを迎える世帯が激増しています。地縁のない場所への転入による世帯の孤立化や核家族化の進行、ひとり親家庭の増加によって、子育てに不安や悩みを持つ親は少なくありません。保護者の育児に対する悩みや孤立感から虐待に発展するケースもあるため、子育てに関する相談体制の充実や子育てサロンなどの仲間づくりの支援が求められています。よって、本町では、社会福祉センター内にかんがるーひろば(地域子育て支援センター)(※注1)やファミリーサポートセンターを設置し、地域で安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいます。

◆子育て家庭の経済的負担を軽減するため、平成25(2013)年に6歳未満の子どもに関する医療費を完全無料化しましたが、今後も小学生まで助成対象を拡大するなど更なる取り組みも検討課題となっています。

◆平成24(2012)年8月にいわゆる「子ども・子育て関連三法」が成立し、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行となりました。本町では、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供をはかるため、平成27(2015)年3月に「新宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。“子育ての基本

は家庭にある”ことを基本に、本計画に基づいて「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもとその保護者に対し、妊娠、出産期から学童期に至るまでの切れ目のない支援体制が求められています。

◆心身に障がいのある子どもの発達を支援するために、新宮町子ども発達支援センター事業として、ことばの教室や指定相談所による相談支援事業を行い、早期の対応、支援に努めてきました。発達発達に関する相談は年々増加傾向にあるため、今後も保健事業や関係機関との連携強化を図っていくことが必要です。

◆発達障がい(※注2)のことが正しく理解されていないことが育児の孤立化や虐待につながる場合があるため、周囲の理解と協力を得るための啓発活動が必要です。

◆本町では、第3期母子保健計画から引き続き、平成27(2015)年に策定した第4期母子保健計画においても「規則正しい生活習慣とリズムでこころと身体が健やかに育つ子ども」の基本理念のもとに、施策を推進しています。今後も、健診などの場が福祉施策を含めた育児支援につながるような、一貫した支援体制づくりに取り組むことが必要です。

◆子どもが健やかに育つためには、妊娠中からの母と子の健康が重要であり、親と家族が子の栄養や睡眠、衛生に注意を払うとともに、地域と協働しながら子育て環境を整えていく必要があります。また、子どもの健康づくりは、家庭環境の影響も大きいことから、福祉・医療など関係機関との連携の強化や家族全体への多面的な支援が重要です。

施策の内容

①子育てに関する相談・支援の充実

- (1) 子育てに関する不安や悩みを解消するため、個々の状況に応じ、継続した相談・支援や情報の提供などきめ細やかな体制づくりに努めます。
- (2) 子育てと仕事の両立を支援するため、保育所などでの保育サービスの充実を図るとともに、町立幼稚園での預かり保育(※注3)を検討します。
- (3) 運動や遊びなど地域での子育て環境を整えるため、子育て活動団体に対して支援します。

②児童虐待防止の推進

- (1) 虐待を未然に防止するため、県児童相談所や民生委員・児童委員協議会などの関係機関で構成する新宮町要保護児童対策地域協議会を中心に、地域での見守りや連携の強化に努めます。
- (2) 家庭内や地域で孤立をした子育てにならないように、育児相談体制の充実や保育・教育機関との連携の強化に努めます。

③地域での子育て支援

- (1) 子育てに関する情報の共有や悩みを解決するため、地域での子育てサロンの立ち上げや仲間づくりを支援します。
- (2) 子ども会活動や夏休みの子どもの居場所づくりとして、夏休み地域寺子屋事業(※注4)を支援します。

④子育てに伴う負担の軽減

- (1) 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費に対する助成制度の拡充に努めます。また、子育て用品や制服などのリユースを推進し、負担の軽減に繋がる助成等の充実にも努めます。
- (2) ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、相談体制、医療費助成、日常生活の支援などの充実と、就業支援などの情報

- 提供に努めます。
- (3) 子育て家庭の精神的・肉体的負担を軽減するため、子育てによるストレスや疾病などにより、家庭での養育が一時的に困難になった場合に、安心して子どもを預けられる場所の確保に努めます。

⑤要支援児への対応

- (1) 発達の遅れのある子どもについては、できるだけ早く適切な支援を実施するため、幼稚園・保育所や医療機関などと必要に応じて情報を共有し、連携を図りながら相談支援体制の充実にも努めます。
- (2) 障がいのある子どもの家庭を温かく見守り支援する地域づくりを促進するため、多様化する障がいに対する理解を深めるための啓発を推進します。
- (3) 乳幼児の病気や発達の遅れなどに対して、関係機関と連携をとりながら、早期治療、早期療育に繋がるよう努めます。
- (4) 発育・発達に関してきめ細かな支援を要する子どもや家庭に対応するため、医療機関・療育機関との連携を図り、発育・発達を促す教室や乳幼児相談などを実施します。
- (5) 発達障がいなどを持つ子どもの増加に対応するため、療育事業の充実にも努めます。

⑥妊産婦・育児に関する支援

- (1) 妊婦健診や乳幼児健診などの機会を通じて妊婦、乳幼児の健康状態を把握し、必要な相談・指導や支援を実施します。
- (2) 妊娠、出産、子育て期を安心して過ごせるように、必要な情報の計画的な発信を実施します。
- (3) 安心して子育てできるように、妊婦及び保護者に対して沐浴や離乳食など、育児に関する体験型教室を実施します。
- (4) 父親の育児参加を促すため、父親が参加しやすい講座開催や情報の発信を実施します。

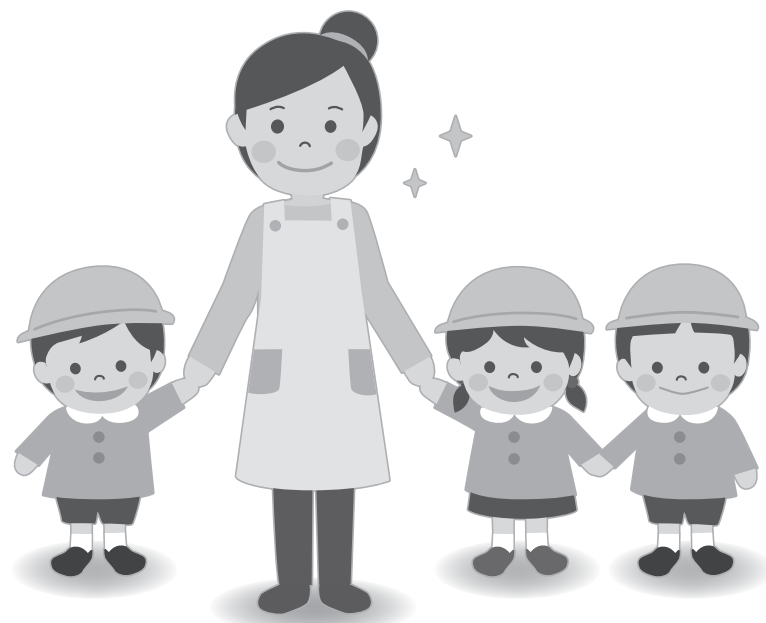
(※注1) かんがるーひろば(地域子育て支援センター)とは、子育て中の親子交流の場、親にとっての学び・情報交換の場、子育ての悩み解消・相談の場として、子育てのパートナーとして地域全体で子育てを応援する施設。
 (※注2) 発達障がいとは、乳児期から幼児期に発症する脳機能障害のこと。
 (※注3) 預かり保育とは、幼稚園での保育が終わった後、希望する園児を引き続きそのまま保育すること。
 (※注4) 夏休み地域寺子屋事業とは、夏休みの子どもの居場所づくりや地域ぐるみでの子どもの見守りを目的として実施され、公民館や集会所に集まった子どもたちが宿題をしたり、工作やものづくり、昔遊びの体験学習など各行政区の実情に応じたプログラムを実施すること。

2 就学前教育・保育の充実

現状と課題

- ◆就学前における教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもたちの健やかな成長のために良好な環境を整備する必要があります。
- ◆本町の就学前における教育や保育は、町立幼稚園3園、私立幼稚園1園、私立認可保育所3園、私立認定こども園2園、町立届出保育施設1園、私立届出保育施設4園が担っています。
- ◆近年の経済・雇用情勢や社会的背景の変化に伴って、共働き世帯やひとり親家庭の増加など、保育ニーズは今後も増加すると考えられます。また、本町においては、杜の宮や新宮中央駅前等の宅地開発に伴い、転入による子育て世帯の増加が顕著であり、保育ニーズがさらに高まると予測されます。そのため、人口動向や就学前教育・保育ニーズを的確に把握しながら、今後、いかに教育・保育環境を向上させていくかが課題となっています。

- ◆平成24(2012)年に「子ども・子育て支援法」が成立したことに伴い、幼稚園・保育所への申し込み方法や認定方法が変わりました。また、認定こども園(※注1)という、教育・保育を一体に行い、地域の子育て支援も行う施設が創設されました。今後は、利用実態やニーズを踏まえ、子どものための教育・保育、地域子育て支援を実施する必要があります。
- ◆幼稚園、保育所及び認定こども園のサービス内容については、保護者のニーズに応じて、預かり保育の実施や一時保育(※注2)の充実などの対応や、障がい児保育、病児・病後児保育(※注3)などの受け入れ体制の充実を図っていく必要があります。



施策の内容

①幼児教育・保育の充実

- (1) 今後の就学前児童人口の推移を見極めながら、保育所などの受け入れ体制の充実に努めます。
- (2) 園児が楽しく安全に過ごせるために、町立幼稚園の施設の点検や改修などに努めます。
- (3) 就学前の子どもがスムーズに小学校生活をスタートできるよう、小一プロブレム対策(※注4)として小学校児童と幼稚園児・保育園児の交流を推進します。
- (4) 生きる力を育むため、家庭や地域と連携を図りながら、基本的な生活習慣を身につけ、規範意識を培うなど、特色のある幼稚園教育に努めます。
- (5) 保育環境の充実のため、認可保育所及び認定こども園に対し必要な支援を行うとともに、届出保育施設(※注5)の運営について支援します。
- (6) 離島における保育環境の充実を図るため、相島保育所の適正な運営に努めます。
- (7) 幼い頃から本に親しむ習慣をつけるため、乳幼児検診の保護者に対して、読み聞かせの普及とフォローアップに努めます。

②幼児教育・保育サービスの推進

- (1) 町立幼稚園における保育サービスの充実を図るため、国の動向を見据えながら町立幼稚園における預かり保育を検討します。
- (2) 多様な保育ニーズに対応するため、保育所における一時保育や障がい児保育、病児・病後児保育の充実などに努めます。
- (3) 町立幼稚園においても、幼保一体化を前提とした認定こども園などの新体制を検討します。

(※注1) 認定こども園とは、保護者の就労条件等にかかわらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育・保育を一体に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設のこと。
 (※注2) 一時保育とは、保護者の就労や傷病などにより、家庭で保育ができなくなった場合に、一時的に行う保育のこと。
 (※注3) 病後児保育とは、病気回復期にあり、集団保育になじまない幼児を一時的に預かること。
 (※注4) 小一プロブレム対策とは、幼稚園や保育所から小学校に入学する際に、環境の変化によって学校になじめない等の対策のため、就学前児童に幼小連携のプログラムを体験させスムーズに幼児教育から小学校教育へ移行できるよう、児童の交流を推進すること。
 (※注5) 届出保育施設とは、一部の施設を除き、児童福祉法により知事への届出が義務づけられている認可保育所以外の保育施設のこと(福岡県では、平成21年4月から「認可外保育施設」という名称を用いず「届出保育施設」等としている)。

3 学校教育とその環境の充実

現状と課題

◆子どもたちが、本町の明日を担う人材として成長していくために、小・中学校教育に求められる役割がますます大きくなっています。これまで、生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育を推進するとともに、教育施設・環境の充実に努めてきました。

◆小学校、中学校において、新学習指導要領が実施され、確かな学力の定着に向けた取組を充実させてきました。この後は、地域や学校及び児童・生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じた教育課程の編制が大切になってきます。

◆学校施設については、宅地開発などによる児童・生徒の増加を的確に見込みながら整備するとともに、「安全・安心・快適」な施設整備を計画的に行う必要があります。

◆本町の児童・生徒の不登校率は、県の平均1.2%より低い0.5%となっていますが、このような不登校やいじめなどのさまざまな教育課題については、教育相談員などの適正配置とともに新たな対応も必要となってきました。また心身に障がいをもつ子どもに対するさらなる支援も必要です。

◆本町では、地域が主体となって、児童・生徒が交通事故や犯罪に巻き込まれることなく安全・安心に通学できるよう、ボランティア団体などによる見守り活動など、地域全体で子どもたちを見守る体制がつけられてきています。

◆学童保育所(※注1)は、一定の整備が完了していますが、保育需要の高まりに連動して学童保育の需要も増加していくと考えられるため、その整備等について検討する必要があります。

◆本町では、韓国や中国の小学校との交流事業やアジア各国の子どもたちとの相互交流事業を行っており、国際感覚豊かな人材育成にも努めています。

◆全小・中学校をコミュニティ・スクール(※注2)として指定し、保護者や地域の方が学校運営に参画する「学校運営協議会」を学校に置き、これまで以上に地域の皆さんの意見を学校運営に反映させながら取り組んでいます。児童・生徒により幅広い豊かな体験を積ませるためにも校区の環境や人材など、地域の特性を生かした更なる取組の充実が必要です。

(※注1) 学童保育とは、労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を指す。

(※注2) コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の住民とがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

(※注3) ICTとは、Information and Communication Technologyの略で情報通信技術と訳される。情報処理や通信に関する技術を総合的にさす用語。ITとはほぼ同義語で国際的にはICTとして広く使われる。

(※注4) 特別支援教育とは、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

施策の内容

①「生きる力」を育む教育内容の充実

- (1) 「確かな学力」のもと、「生きる力」を育むため、心と体のバランスを重視した特色ある教育活動の展開を推進します。
- (2) 情報化社会の変化に対応できる子どもを育てるため、ICT(※注3)の効果的な活用を図るとともに、情報モラル教育や外国語教育の充実に努めます。
- (3) 確かな学力の育成に向けて、幼稚園から小学校、小学校から中学校への円滑な接続を図るため、義務教育9年間を見通した教育課程の編成など、連携・協働した教育を推進します。

②豊かな心を育む教育の推進

- (1) 生命を尊重する心や公共心を育成し、自律性や規範意識に根ざした人間関係を築く力の向上を目指して、積極的に道徳教育を推進します。
- (2) いじめや不登校、暴力行為などの問題行動等の未然防止や早期対応に向け、子どもやその保護者一人ひとりに応じたきめ細やかな指導や相談体制の充実に努めます。
- (3) 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別支援教育(※注4)の充実に努めます。

③児童・生徒の安全・安心対策

- (1) 児童・生徒の通学時の安全を確保するため、地域やボランティア団体が参加する見守り活動を支援するとともに、交通安全指導や防犯強化に努めます。
- (2) 児童・生徒の安全を見守るため、PTAや各小・中学校が連携し、防犯情報配信システム(ミテルちゃんネットワーク)の支援に努めます。

- (3) 通学路の安全を図るため、「通学路交通安全プログラム」に基づき、危険な通学路の改善や整備を推進します。

④学童保育の充実

- (1) 保護者の就労支援及び放課後児童の健全育成のために、保護者のニーズに応じた学童保育所の運営に努めます。

⑤教育環境の整備

- (1) 児童・生徒が安全で快適に学校生活が過ごせるよう、空調・トイレなどの学校施設の改修を計画的に実施します。
- (2) 児童・生徒の増加に伴い、新設中学校の建設を進めるとともに、中学校給食のあり方及び施設整備について検討します。
- (3) 新宮北小学校運動場での芝生化の利用と管理などその効果を踏まえ、他の学校への普及を検討します。

⑥国際交流の推進

- (1) 広い視野をもち、異文化を理解するなど、子どもたちが国際感覚を養うため、アジア各国の子どもたちとの手紙の交換などを通じた交流を推進します。

⑦コミュニティ・スクールの推進

- (1) 「地域と共にある学校づくり」を目標に、各小・中学校や幼稚園と家庭、地域及び関係機関との連携を図った実践(共育)交流をすることにより、町全体のコミュニティ・スクールの円滑かつ効果的な推進に努めます。

4 青少年健全育成の推進

現状と課題

- ◆核家族化や少子化、都市化の進行など、社会情勢の急激な変化に伴い、携帯電話やインターネットにまつわる事件やいじめなど、子どもたちの健全育成を妨げる社会問題が数多く発生しています。
- ◆子どもたちが健やかに成長するための基礎である、家庭・地域・学校において、それぞれがもつ教育の役割を十分に発揮し、相互の連携を図っていくことがますます重要となっています。
- ◆本町では、子どもたちの地域とのつながりや、自立心(力)の向上を目的として、平成15(2003)年から地域通学合宿(※注1)を実施、平成23(2011)年からは夏休み地域寺子屋事業(以下「寺子屋事業」という)を行っています。特に寺子屋事業は平成27(2015)年には13行政区で開催されています。
- ◆地域のリーダーとなる人材を育てるためにジュニアリーダーを養成しています。今ではクリーン作戦やまつり新宮などの行事において、自分たちが中心となって企画・運営できるまでに成長しています。
- ◆非行防止については、防犯専門官や学校、PTA、ボランティア団体などと連携し、夜間巡回や、登下校時の見守り活動など、地域ぐるみで子どもたちの非行防止や安全を確保する取り組みがなされています。今後は、この活動の輪をさらに広げるとともに、住民一人ひとりが子どもたちに関心を持ち、子どもたちに気軽に声をかけることができるような地域づくりをしていくことが重要となってきています。
- ◆子どもたちの規範意識の低下や地域のつながりの希薄化が指摘されています。今後は、住民と行政が一体となり、家庭や地域などさまざまな分野で青少年健全育成活動に取り組むことが必要です。
- ◆思春期の子どもたちのさまざまな悩みを聴き適切に助言するため、本町では、特別支援教育巡回相談員(※注2)による相談事業を学校巡回により実施しています。最近、特別な支援を要する子どもたちの発達検査の要請も増えています。また、社会環境の変化などにより相談件数が増えています。

施策の内容

①青少年健全育成活動の推進

- (1) 子どもたちの健全育成活動を推進するため、ジュニアリーダーを育成し、子どもたちの手による「子ども会活動」を支援します。
- (2) 心豊かでたくましく生きる子どもたちを育むため、家庭・地域・学校やボランティア団体と連携を図りながら、体験活動や通学合宿などの事業を推進します。

②家庭・地域の教育力の向上

- (1) 家庭や地域での教育力の向上を図るため、家庭や地域で取り組めるような方策について検討し、推進します。
- (2) 子どもたちと地域のつながりを深めるため、子ども会育成会、PTAなどと連携を図り、子どもたちへの声かけやあいさつ運動を支援します。
- (3) 子どもたちの地域に対する愛着や社会的マナーを向上させるため、ボランティア活動や地域活動への参加を促し人や地域における「きずな」づくりに努めます。
- (4) 子どもたちの安心・安全な居場所づくりのため、地域の大人たちの経験や知識を生かしながら、地域ぐるみで子育てを行う寺子屋事業を支援します。

(※注1) 地域通学合宿とは、日常に必要な生活能力の習得や互いの立場を理解し合う心を育むため、子どもたちが地域の公民館等に宿泊し、親元を離れて学校に通うもの。

(※注2) 特別支援教育巡回相談員とは、発達障害について専門的な知識を持ち、かつ学校教育を理解し、特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導や校内体制の整備等に対して、適切な指導または助言を行うことができる者のこと。

③非行防止活動の推進

- (1) 子どもたちが安心して成長できる環境を築くために、青少年指導員や防犯専門官、学校、PTA、ボランティア団体などと連携を図り、夜間巡回、街頭補導活動など、非行防止活動を推進します。

④相談体制の充実

- (1) 青少年の悩みなどを解決するため、相談体制の充実を図るとともに、学校・地域・行政機関などが連携し解決に努めます。

1 生涯学習の推進

現状と課題

◆生涯にわたり学び、活動を続けていく生涯学習において、学習の機会の確保や高齢者や退職者の生きがいづくりなど、生涯学習が果たす役割がますます重要になってきています。本町では「いつでも・どこでも・だれでも」学びたいことが学べる生涯学習社会の形成を目的として、多種多様な町民の学習ニーズの把握に努め、シーオーレ新宮や地域公民館における生涯学習講座を開催してきました。また、町民の文化活動の拠点「そびあしんぐう」においては、新宮町文化協会を中心に、さまざまな分野にわたる生涯学習サークルが、自主的に学習活動を展開しています。

◆今後は、町民ニーズに合ったさらなる講座の充実や各種学習情報の提供に努めるとともに、町民それぞれが持つ知識や技術を地域や学校に生かすため、生涯学習を支える指導者や人材の発掘・育成・活用方法を整備することが重要になっていきます。

◆町立図書館については、これまで蔵書の充実を図るとともに、本の読み聞かせをボランティアと協働で行い、子どもと本の出会いを大切にしている図書館づくりに努めてきました。また、インターネットによる図書の検索や予約サービスも行っており、平成15(2003)年度からは、福岡都市圏17市町(※注1)の図書館の広域利用も可能になっています。

◆子どもが読書の楽しさに出会うことで、豊かな感受性を育み、生きる力を養うことができるよう、本町では平成25(2013)年に第2次「新宮町子ども読書活動推進計画」(※注2)を策定しました。今後は、高齢者や障がいのある人などへの対応など多様な利用者ニーズに応えられるよう、サービスの充実に努める必要があります。

施策の内容

①学習機会の充実

- (1) 学習機会の充実と学習意欲の向上を図るため、新宮町文化協会や新宮町体育協会所属団体と連携に努めます。
- (2) 多様化する町民ニーズに対応するため、アンケート調査を実施し、生涯学習講座の充実に努めます。
- (3) より専門的かつ広範な学習ニーズに対応するため、大学が実施するオープン講座の情報提供に努めるとともに、近隣大学と連携し出前講座を検討します。
- (4) シーオーレ新宮やそびあしんぐうを拠点とした学習機会の場を提供し、生涯学習の展開を推進します。

②生涯学習の基盤づくり

- (1) 退職者や高齢者の生きがいづくりのための講座を企画し、学習グループやサークルへの参加を促すとともに、生涯学習の自主活動を支援します。
- (2) 町民それぞれが持つ知識や技術を地域や学校の中で生かすため、生涯学習をささえる指導者や人材の発掘や育成、活用方法について検討し、推進します。
- (3) 生涯学習の拠点であるシーオーレ新宮やそびあしんぐうの適正な管理を行うとともに、施設の整備について適切な対応を実施します。

(※注1) 福岡都市圏17市町とは、福岡市及び福岡市に隣接する糟屋地区、筑紫地区、糸島地区、宗像地区の9市8町のこと。
 (※注2) 新宮町子ども読書活動推進計画とは、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、子どもたちがあらゆる機会や場所をとらえて、主体的に読書に親しむ習慣を身に付けられるような環境づくりを進めることを目的に、そのために必要な施策を示した計画。

③図書館利用者サービスの充実

- (1) 図書館事業の充実を図るため、町立図書館とボランティアが連携し、ボランティアの育成及び資質の向上などを推進します。
- (2) 「新宮町子ども読書活動推進計画」をもとに、子どもの成長に不可欠な豊かな心を育むため、子どもの自主的な読書活動を推進します。
- (3) 多様化する利用者ニーズに応えるため、利用者サービスの充実に努めます。

④交流の推進

- (1) 町民のにぎわいや活力を生み出すため、新宮町文化協会や新宮町体育協会などと連携・協働し、文化活動やスポーツイベントなどを通じた交流を推進します。

2 生涯スポーツの推進

現状と課題

◆本町ではソフトボールやマラソンなどの種目ごとのスポーツ大会からヘルシーウォークなど誰でも参加できるものまで、さまざまなスポーツイベントが新宮町体育協会主催で開催されています。また、各行政区や老人クラブでも、各種スポーツ大会や体力測定などが開催されており、今後も町民の健康づくり、体力づくりのため、生涯スポーツの果たす役割は、増大していくと考えられます。

◆施設面では、町内小中学校のグラウンド、体育館の他、杜の宮グラウンド、2箇所のテニスコートを22時まで開放しています。しかしながら、利用団体の増加が著しく、十分な状況ではありません。また、国道3号線以东には、立花小学校運動場以外の運動施設がない状況です。

◆いつでも、どこでも、だれでも気軽にスポーツに親しむことができるよう、多種多様なスポーツの機会の充実に努めてきましたが、今後も施設の充実や指導者の育成は重要なテーマです。

◆定期的なスポーツ活動の中心的役割を担う新宮町体育協会では、小学生から高齢者まで幅広い年齢層の会員が活動しており、平成26(2014)年現在で35団体(約1,210人)が所属しています。また、新宮町体育協会の他にも、職場や地域の愛好者によるスポーツ団体も増えてきており、引き続き多様なスポーツをする動機づけや情報提供に努める必要があります。

施策の内容

①生涯スポーツの振興

- (1) 子どもから高齢者、障がい者などのすべての人たちが多様なスポーツに親しむため、誰でも取り組める軽スポーツや障がい者スポーツなど、スポーツ活動の普及と機会の充実に努めます。
- (2) 専門的なスポーツや各種スポーツの普及を図るため、新宮町体育協会や各団体と連携し、スポーツ大会などの開催を推進し支援します。
- (3) 指導者のスキルアップ講習会などを実施し、指導者の育成に努めます。
- (4) 町民の健康増進を図るため、新宮町体育協会や新宮町スポーツ推進委員や各団体と連携を図り、ウォーキングや健康増進事業などの推進に努めます。

②体育施設の充実

- (1) 体育施設の安全な利用促進を図るため、計画的な施設の改修を実施します。
- (2) 新宮ふれあいの丘公園のグラウンド施設は、多目的な屋外運動施設として、整備を実施します。



3 歴史・文化の継承と創造

現状と課題

- ◆九州北部は、有史以来、大陸や朝鮮半島との交流が活発であったこともあり、町内にも数多くの文化財が残っています。心豊かな生活を送るためには、これらの文化財に直接的・間接的にふれあいながら学ぶことも大切です。特に国指定史跡相島積石塚群と国指定重要文化財横大路家住宅(千年家)は、整備も進み管理体制も整いつつあるので、今後の有効活用について、検討していく必要があります。また、活用の方策を探るとともに適切な整備と維持管理を続けて行く必要もあります。その他にも町内には貴重な史跡が数多く残っているため、それらの調査研究をしっかりと進めていくことが求められています。
- ◆町内に残っている史跡、文化財などについては案内板や説明板を設置し、その周知や啓発に取り組んでいますが、まだ十分とはいえない状況です。また、経年劣化による傷みが目立ってきたものもあるため、年次的に取り替えを検討していく必要もあります。史跡などに関する情報については、より詳細な情報発信が求められており、今後さらなる資料収集や情報提供の強化を図っていく必要があります。
- ◆町内に所在する文化財への理解をもっと深めたいというニーズに対応するため、今後は行政と町民が共に学習し、その知識を生かした「案内ボランティア」の育成をより一層進めるとともに、観光資源として活用することが求められています。

- ◆本町での文化・芸術活動は、そびあしんぐうを拠点として、公益財団法人新宮町文化振興財団や新宮町文化協会を中心に活発に行われています。公益財団法人新宮町文化振興財団においては、地域の芸術・文化の振興として「そびあフェスタ」の開催、また、学習活動の機会提供として親子で参加できるプログラムを新たに企画するなど好評です。新宮町文化協会についても、町民参加による「文化祭」や「講演会」を独自に企画・運営し、各種サークルにおいても子ども向け体験教室を開催するなど、年々充実したものとなってきています。今後は若い世代の人口増加に伴う多様な学習ニーズに対応するため、イベント内容やサークルの充実が課題となっています。
- ◆それぞれの地域に伝わる祭りや伝統行事・文化などについては、地域のきずなが薄れてきている中、次世代へ伝え残していくための方法を確立していくことが今後の課題といえます。

施策の内容

①文化財の保全と保存

- (1) 国指定史跡相島積石塚群と国指定重要文化財横大路家住宅(千年家)を歴史学習や観光資源として活用するため、適切な維持管理を行い、有効活用に努めます。
- (2) 町の歴史と深く関わっている歴史的史実、その他の歴史的資料について調査を推進します。
- (3) 町内文化財の啓発や適切な保全を図るため、文化財案内板の整備を進め、文化財保護に関する普及活動に努めます。

②文化財の活用

- (1) 文化財の情報発信施設として、町民が興味を持ち学習の場となるような展示を進め、魅力ある歴史資料館づくりに努めます。
- (2) 町内の文化財の有効活用を推進するため、体験講座や見学会を実施し、文化財にふれあう機会の充実を図るとともに、史跡などの「案内ボランティア」の育成を進め、文化財愛護意識の高揚に努めます。

③伝統文化の継承

- (1) 地域に残る伝統文化を継承し、後世に伝えていくため、地域と協力して民俗資料の保存に努めるとともに、映像などの利用・活用ができるよう検討します。

④芸術・文化の振興

- (1) 町民の多様な学習ニーズに対応するため、新宮町文化協会をはじめとする各種団体と連携芸術・文化の振興に努めます。
- (2) 町民が様々な芸術・文化にふれあう機会を提供するため、そびあしんぐうを拠点に、公益財団法人新宮町文化振興財団と連携し、コンサートや演劇などの開催に努めます。
- (3) 町民の芸術・文化活動を推進するため、啓発活動の他、若年者が参加できるプログラムの作成などの環境づくりに努めます。
- (4) そびあしんぐう等を中心に芸術・文化活動を行えるよう、施設の整備・更新に努めます。

1 人権教育と啓発の推進

現状と課題

- ◆本町では、基本的人権が尊重され、明るく住み良い地域社会の実現をめざし、行政や地域・企業などが協力して、人権・同和教育と啓発の推進に取り組んでいます。
- ◆人権問題の解決のためには、人権に関する知識と豊かな人権感覚を育てることが重要です。本町では、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解決を目的として、7月の三月間(※注1)や12月の人権週間において町民のつどい(平成27(2015)年度からは人権フェスティバル)、街頭啓発、講演会などさまざまな啓発活動に努めています。
- ◆今日、同和問題や障がいのある人などに関わる差別発言や落書きなどの差別事象、さらにはインターネットの匿名性を利用した新たな人権問題も発生しています。

- ◆人権学習会などにおいて行っているアンケートの中には、「気づかされた」、「知らなかった」などの意見もあり、今までの人権啓発活動が充分浸透しておらず、人権問題が身近な問題として捉えられてはいなかったことがうかがえます。
- ◆今後は、行政、学校、家庭、地域、企業が互いの役割を認識し、相互に連携して効果的な教育啓発活動を行うとともに、人権問題を正しく理解できるよう努め、豊かな人権感覚を持った町民を育てていくことが求められています。



施策の内容

①学校における人権教育の推進

- (1) 人権教育を指導していく教職員自身の人権感覚を高めるため、人権・同和教育研修の充実に努めます。
- (2) それぞれの子どもの発達段階に応じて、人権に関する知的理解や人権感覚を養い、自尊感情を高めるため、学校の教育活動全体を通して「協力」「参加」「体験」を重視した人権学習を推進します。
- (3) 児童・生徒が自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるような環境づくりに努めます。
- (4) 高齢者、障がい者、外国人、インターネット等による人権侵害など、人権課題について理解と認識を深め、一人ひとりの多様性を尊重したり、様々な課題の解決に向かう姿勢や態度を育む教育に努めます。

②家庭や地域における人権教育の推進

- (1) 社会教育の場において、住民に多様な人権学習の場を提供するとともに、人権について家庭で話し合える環境づくりや啓発に努めます。
- (2) 地域での人権問題解決に主体的に活動できる人材を育成するため、指導者研修を実施します。
- (3) 差別に気づき、なくす行動をとることができる人材を育成するため、人権に関わる附属機関の委員や社会教育関係団体、企業などへの人権教育研修会の充実に努めます。

(※注1) 三月間(さんげっかん)とは、「同和問題啓発強調月間」、「社会を明るくする運動月間」、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の3つの運動を総称したもの。

③人権啓発活動の充実

- (1) 町民に対する人権啓発を継続して実施していくため、広報「アクティブ新宮」を活用した効果的な啓発に努めます。
- (2) 三月間(7月)や人権週間(12月)における町民のつどいや街頭啓発、人権フェスティバルなどを通じて、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の啓発に努めます。

2 人権行政の計画的推進

現状と課題

◆本町では、「基本的人権が尊重され、明るく住みよい地域社会の実現」をめざして、人権教育・啓発に取り組んできました。しかし、いまだに同和問題をはじめ、あらゆる差別が存在しているのも事実です。また、近年社会情勢の急激な変化や国際化、高齢化などを背景に、多様化・複雑化した新たな人権問題が発生してきており、より一層効果的な取り組みが求められるとともに、本町の实情に合った施策を展開していくことが必要です。

◆国が「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定したことを受けて、本町でも平成20(2008)年3月に新宮町人権教育・啓発基本指針を、平成21(2009)年3月には同指針実施計画を策定し、様々な施策を推進しています。

◆今後は、新宮町人権教育・啓発基本指針や同指針実施計画を周知・啓発するためには、適切に進捗管理していくことが必要です。また、より一層効果的な人権教育・啓発を行うために人権意識調査などを実施し、住民の人権意識を把握し、今後の人権施策に活かしていくことが求められています。



施策の内容

①人権施策の総合的な推進

- (1) 新宮町人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画の計画的な実施に努めます。また、同指針の町民へのさらなる周知に努めます。
- (2) すべての施策を人権尊重の視点で検証・企画できるよう、職員の人権感覚を高めるとともに人材育成に努めます。また、人権教育・啓発基本指針の理念や人権施策の重要性を踏まえ、さまざまな行政の個別計画の策定を実施します。
- (3) 地域のつながりを密接にし、人と人とのふれあいの中で人権尊重の意識の高揚に努めます。
- (4) 企業が連携して人権問題を自発的に解決できるよう、新宮町企業内人権・同和問題研修推進会議が充実し、発展するよう努めます。
- (5) 戦争は極めて大きな人権侵害であることから、「新宮町非核平和都市宣言(昭和60(1985)年)」(※注1)の理念を踏まえ、平和祈念事業を引き続き推進します。
- (6) だれもが安心して安全で快適な生活を送ることができるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン(※注2)の考えに基づくまちづくりを推進します。

(※注1) 新宮町非核平和都市宣言とは、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に非核三原則の堅持とあらゆる核兵器の全面廃絶を訴え、人類の生存、恒久平和に向けて貢献する決意の表明。

(※注2) ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

(※注3) ドメスティックバイオレンス(DV)とは、一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あったものからふるわれる暴力全般のこと。

②各種団体・機関との連携

- (1) 総合人権行政を推進するため、新宮町人権・同和教育推進協議会、国・県や他の自治体など関係機関との連携の強化に努めます。
- (2) インターネットによる人権侵害に速やかに対応するため、法務局や警察などの各関係機関との連携に努めます。
- (3) 子どもやお年寄りを人権侵害から守るため、要保護児童対策地域協議会、高齢者見守りネットワークなどと連携し、組織力の強化に努めます。

③人権に関する相談体制の充実

- (1) ドメスティックバイオレンス(DV)(※注3)、児童虐待などの個別具体的な人権侵害事案については、人権擁護委員や法務局、警察、その他の相談機関と連携しながら救済を図るとともに、専門員の配置など、人権に関する相談体制の充実に努めます。

④人権意識・生活実態の把握と施策の充実

- (1) 人権意識調査や生活実態調査から明らかになった課題について、解決するための施策を実施します。

3 男女共同参画の社会づくり

現状と課題

◆本町では、男女がともに尊重し合い、支え合い、あらゆる分野で個性や能力を発揮できる男女共同参画社会(※注1)の実現に向けて、さまざまな施策を総合的かつ計画的に進めていくため、平成26(2014)年に「新宮町男女共同参画基本計画」を策定しました。

◆現在でも“男は仕事、女は家庭”など、依然として固定的性別役割分担意識が残っています。また、男女共同参画という言葉がわかりにくく理解できていないことや、意識が希薄であること、情報の不足が男女の不平等や女性の社会進出の妨げとなっています。男女共同参画の実現にあたっては、誰もがその必要性を認識し意識を高めていくことがもっとも重要です。今後、あらゆる機会を捉えて、教育・啓発活動を進め、男女共同参画の意識を育んでいくことが必要となります。

◆女性が仕事を継続していくためには、仕事と家庭の両立が大きな課題となっています。女性の社会進出が進む中、自らの意志・選択に応じて働くためには、労働環境や職場風土など働きやすい環境づくりはもちろんのこと、女性の再雇用についても支援していく必要があります。また、育児等への父親の参加は増えている状況はうかがえるものの、女性が仕事と家庭を両立するためには、男性の家庭責任への意識が欠かせません。公的な両立支援とあわせて、家庭内の男女共同参画意識をつくっていくことが重要です。

◆これまで以上に活発な地域活動を行っていくためには、従来の慣行やしきたりにとらわれず、地域活動のあらゆる場において男女共同参画の視点を持ち、すべての人がともに地域づくりを担っていく必要があります。

◆ドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめとする男女間の暴力行為は、重大な人権侵害で許されるものではありません。その認識のもとに、暴力の未然防止及び被害者の支援体制の充実が今後求められます。

施策の内容

①男女共同参画の意識づくり

- (1) 固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行・慣習を見直し、男女共同参画について認識してもらうため、さまざまな機会や媒体を通じた情報提供及び啓発活動を積極的に実施します。
- (2) 性差別を含む様々な人権問題の解消に向けて、住民が互いの人権を尊重できるよう、人権教育・啓発を推進します。
- (3) 学校教育の場で男女平等意識を育む教育を推進するとともに、家庭や地域においても男女共同参画が実践されるよう、生涯にわたり学習を続けられる環境づくりに努めます。
- (4) 人権意識の高い先進国の取り組みに学び、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことができる人材の育成に努めます。

②男女がともに参画し、支えあう環境づくり

- (1) 町政のあらゆる分野で男女共同参画の視点に基づき、審議会等への女性委員登用や女性管理職の登用を推進します。
- (2) 男女がともに対等なパートナーとして能力を発揮し、自らの意志に応じていきいきと働くことができるよう、事業所等への啓発をはじめ、職員の育児休業・介護休業の取得推進、女性の再就職支援に努めます。

(※注1) 男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

(※注2) ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら生活も充実させられるよう、職場や社会環境を整えること。日本では、人口減少社会に対応すべく、次世代の労働力の確保のため、仕事と育児の両立や多様な働き方を提供していくこと。

- (3) 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス(※注2)促進に向けた啓発活動や男性の育児参加の促進、育児や介護における公的支援の充実に努めます。
- (4) あらゆる地域活動において男女共同参画の視点に立った取り組みを進めていくため、行政区や育成会などと連携を図るとともに、地域リーダー等への啓発に努めます。

③男女が安心して健やかに暮らせる生活への支援

- (1) 暴力行為は深刻な人権侵害であるとの認識のもと、ドメスティック・バイオレンス(DV)やストーカー等の被害の未然防止に取り組むとともに、相談支援や被害の早期発見など、支援体制の充実に努めます。
- (2) さまざまな困難な状況に置かれている人々をはじめ、すべての人が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点に立って生活を支援します。

1 秩序ある土地利用

現状と課題

- ◆本町の土地利用については、環境共生のまちづくりの基本的な考え方である「持続可能な発展」に基づき、その基盤づくりに取り組んできました。国道3号以西の地域では、環境共生の拠点となるJR新宮中央駅(平成22(2010)年3月開業)を核とした市街地整備を進めてきました。
- ◆平成19(2007)年度以降には杜の宮住宅開発とともに、本町の中心市街地整備事業として、地区計画(※注1)や建築協定(※注2)などの導入による良好な都市環境の形成に努めてきました。さらに高度地区(※注3)の導入により、低層の住環境を守ることとするなど、快適性に配慮した成熟型の都市づくりを進めています。
- ◆国道3号以西の地域においては、既成市街地を中心に環境に優しい都市づくりや良好な都市環境の向上に努めていくことが必要です。また、JR新宮中央駅を中心に魅力ある商業環境や公共・公益機能の形成を図るとともに、住民のさまざまな交流によるまちの活性化も期待されています。
- ◆一方、自然地が多く残る国道3号以東の地域は、農地や山林の荒廃化が進んでおり、民間レベルでの計画も長期未着手の状況が続いています。また、平成19(2007)年度には大規模施設開発の規制が強化され、特に郊外型の大規模施設の開発は難しい状況です。
- ◆都市計画法の改正により、市街化調整区域(※注4)における既存集落地区を対象に、地区計画の導入による住環境保全の推進に取り組んでいます。
- ◆国道3号以東の地域においては、持続可能な発展を進めるため、自然環境や歴史・文化など地域資源の有効活用やそれらに配慮した土地利用を推進するとともに、コンパクトで魅力ある都市づくり(※注5)を進めることが必要です。また、市街化調整区域においても地域振興のため、地域の特性に応じた土地利用の検討も求められています。

施策の内容

①良好な市街地の形成

- (1) 良好な住環境の保全や創出のため、地区計画、建築協定、緑地協定の導入を推進します。
- (2) 良好な市街地の整備を推進するため、積極的に土地区画整理事業の手法を導入します。
- (3) 良好な景観を保全・創出するため、今後とも都市景観に関する調査・研究に努めます。

②市街化調整区域などの適切な土地利用の推進

- (1) 市街化調整区域の適切な土地利用を推進するため、地区計画による良好な都市環境の形成に努めるとともに、既に導入した地区については、良好な住環境の保全や住宅地の増進に努めます。
- (2) 県道湊下府線沿線(25m道路)は、適切な土地利用を推進するため、社会情勢や地元動向などを踏まえ、土地利用の転換を推進します。
- (3) 国道3号沿線から東側の東部地域は、自然環境や既存集落との調和が必要であるため、地域の特性を活かした土地利用について調査・研究を推進します。また、国道3号沿線の原上地区は、福岡市との調整を図りつつ、市街化の検討を推進します。

- (4) 都市計画道路「三代・的野線」の整備を推進するため、その動向を踏まえながら沿線地区の土地利用の転換を推進します。
- (5) 長期未着手の立花口ゴルフ場計画地は、地元・関係機関との調整を踏まえ慎重に土地利用のあり方を検討します。
- (6) 県道筑紫野古賀線バイパス沿線の土地利用については、周辺環境が悪化しないように適切な指導を実施します。
- (7) 自然環境の保全・活用すべき地区は、地域特性を活かした維持管理の方策を検討し推進します。

③地籍調査の推進

- (1) 秩序ある土地利用のため、地籍調査の実施を推進します。

(※注1) 地区計画とは、地区の特性に応じた良好な環境づくりをめざし、土地所有者などの権利者と行政が、建築物の規模や形態の制限などのルールをつくり、都市計画に定める制度。
 (※注2) 建築協定とは、一定の区域の土地所有者などが、建築物の用途や高さなどのルールを定め、協定として締結する制度。
 (※注3) 高度地区とは、都市計画法によって建築物の高さの最高限度または最低限度が定められている地区。
 (※注4) 市街化調整区域とは、市街化を抑制する区域として、自然環境や農地の保全を目的とした土地利用に限定し、原則として開発行為などができない区域。
 (※注5) コンパクトな都市づくりとは、都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市づくりのこと。

2 道路網の整備と道路環境の充実

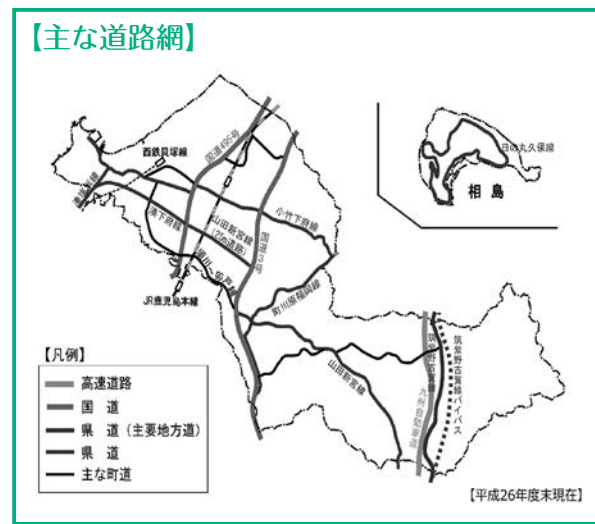
現状と課題

◆本町の幹線道路は、南北方向に国道3号、国道495号及び県道筑紫野古賀線、東西方向には県道山田新宮線や県道湊下府線があります。現在、国道495号の歩道整備や県道筑紫野古賀線のバイパス化(4車線)の整備などが県事業として進められています。一方、県道山田新宮線は通学路にもなっていますが、見通しが悪く歩道も狭いため、安全性の観点から、これからも整備の必要な県事業として早期実現を要望していく必要があります。

◆本町の都市計画道路(※注1)は、現在17路線で延長25,770mを決定しており、平成21(2009)年度末時点での整備率は約41%と遅れています。このため、長期未着手の都市計画道路の見直しを検討するとともに、特に東西方向の軸となり、東部地域振興を担う都市計画道路「三代・的野線」(4車線)は平成9(1997)年度に決定したものの整備の見通しが立っておらず、その早期実現の見直しを立てることが必要となっています。

◆一方、町内の各地区を結ぶ生活道路は、杜の宮住宅開発やJR新宮中央駅周辺の中心市街地整備事業により、西鉄新宮駅前から国道3号の間をはじめ、JR新宮中央駅前を連絡する道路は全線2.5m以上の両側歩道が整備され、湊川改修に伴い夜臼地区の一部区間には片側歩道が整備されるなど安全な道路環境が形成されつつあります。

◆今後も、道路環境の充実を図るとともに、「新宮町ひとにやさしいまちづくり整備基本計画」に基づき、安心して移動できる道路環境の形成に努める必要があります。また、近年、環境や安全に対する意識が高まる中で、道路美化や安全管理などにおける協働のあり方を検討することも必要となっています。



施策の内容

①国道・県道の整備

- (1) 福岡県管理の次の道路については、拡幅及び、歩道設置などの整備を県と協力しながら推進します。
 - ◇国道495号の歩道設置及び交差点改良(緑ヶ浜地区)
 - ◇県道筑紫野古賀線の4車線(バイパス化)整備
 - ◇県道山田新宮線の歩道拡幅整備
 - ◇その他県道の拡幅及び歩道整備

②都市計画道路の見直しと整備

- (1) 都市計画道路の総合的な推進を図るため、長期未着手の路線を対象に、計画ルートの変更や路線の廃止など見直しについて慎重に検討します。
- (2) 都市計画道路「三代・的野線」は、東部地域振興に重要な路線であるため、その実現を図る方策または整備方針を検討します。また、他の路線との連携強化を図り、整備に努めます。

③生活道路の整備

- (1) 歩行者の安全確保のため、バリアフリー(※注2)に配慮した町道の歩道整備を推進するとともに、狭あい道路(※注3)の拡幅及び側溝の改修を計画的に実施します。
- (2) 児童・生徒の通学の安全を図るため、計画的に通学路や歩道整備を推進するとともに、地域における速度30km規制(ゾーン30)を推進します。

(※注1) 都市計画道路とは、将来の都市づくりを計画する中で、都市の骨格となり、円滑な都市活動を確保するための施設として、都市計画法に基づき決定告示される道路。決定後は土地利用に一定の制限を受ける。

(※注2) バリアフリーとは、障がい者や高齢者などにとって、道や床の段差をなくすなど、生活に不都合な障害を取り除こうとする考え方。

(※注3) 狭あい道路とは、幅員4メートル未満の道路で、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされるもの、またはこれに準ずるものとして特定行政庁に指定されたもの。

- (3) 東部地域における地域間交流の推進やマリンクス運行の推進を図るため、町道の拡幅や改修を計画的に実施します。
- (4) 国道495号役場前交差点は、JR新宮中央駅との連絡を踏まえ、交差点の改良及び接続道路整備を実施します。

④道路の適切な維持管理

- (1) 安全で良好な道路環境を保全・維持していくため、道路及び橋梁の現況調査を行うとともに、修繕計画の策定と計画的な維持管理を推進します。
- (2) 道路陥没などの危険な状況を早期発見できる体制づくりの強化を推進します。
- (3) 側溝清掃や草刈など道路の維持管理は、地域の維持活動との連携などの充実を努めます。また、地域や町民が自主的に実践する美化活動などを支援します。

3 公共交通の充実

現状と課題

- ◆車社会の進展などにより、鉄道、バスなど公共交通の利用者は年々減少しており、赤字路線については、全国的に存続の危機が叫ばれています。本町においても、近年鉄道・バスの廃止が相次ぎました。しかし、公共交通は、自動車などの移動手段を持たない高齢者や児童・生徒などにとって、不可欠な移動手段であるとともに、交通渋滞対策や地球環境保全、安全性などの面から必要不可欠なものです。
- ◆平成15(2003)年4月から本町では新宮町コミュニティバス「マリックス」を運行しており、年間19万人を運ぶまでになり、町民の身近な移動手段として定着しています。さらに、平成22(2010)年3月からは、バス車両を2台増車し、JR新宮中央駅乗入れや上府地区への運行、またかねてより要望の高かった「相らんど線」逆回りの運行開始など利便性を拡充したところですが、今後も必要に応じて路線の見直しや経営改善などを図る必要があります。
- ◆平成19(2007)年4月から一部廃線となった西鉄貝塚線(旧宮地岳線)については、西鉄新宮駅が起終点駅となったことを踏まえ、交通結節機能を高めるため、バス回転広場などの駅前周辺整備を実施しました。今後は、この貝塚線を貴重な公共交通機関として、乗降客の増加に努める必要があります。

- ◆町営渡船は、相島住民の大切な生活航路として生活物資の運搬など日常生活に欠かせないものであり、釣り客や観光客の交通手段として、島の活性化や振興にも大きな役割を果たしています。このような中、平成3(1991)年に就航した渡船「しんぐう」は、相島待合所とともに老朽化が進んでいたため、平成25(2013)年に相島待合所を新築するとともに、平成26(2014)年にバリアフリーに配慮した双胴船(※注1)を建造し就航しています。
- ◆中心市街地整備事業に伴い、JR新宮中央駅までの自転車による利用者が増加しています。そのため、増加する利用者に対応できる施設整備を行うとともに、適正な管理を行うために施設利用の有料化を検討して行く必要があります。

施策の内容

①交通結節機能の充実

- (1) 西鉄貝塚線を維持していくため、交通結節機能(※注2)の向上や利用促進を啓発し、乗降客の増加に努めます。

②コミュニティバスの充実

- (1) 利便性を向上するため、アンケート調査などで町民ニーズを把握しながら、必要に応じて路線や運行ダイヤの見直しを実施します。
- (2) バス事業の健全経営のため、運行内容の検討を行うとともに、乗降客の増加につながる対策や広告などによる収入の増加に努めます。
- (3) バス事業を円滑に行うため、必要に応じてバス本体の更新を実施します。

③渡船の充実

- (1) 毎日の点検や職員研修などを通じて安全で安心な運航に努めます。
- (2) 必要に応じて、運航時刻の見直しを検討します。また、船員の接遇研修等を実施するなど、運航サービスの向上に努めます。
- (3) 双胴船特有の揺れ等不快な現象を改善するために船体の改良を実施します。

(※注1) 双胴船とは、2つの船体をデッキ(甲板)で平行に繋いだ船のこと。広いデッキが作れ、安定性が高く、水面下の船体形状を細長くできることから巡航速度を高くすることができる。
 (※注2) 交通結節機能とは、交通機関の乗り換え・乗り継ぎとしての機能の他、まちの顔としての拠点機能等複合的な役割を有すること。

④駐輪対策の充実

- (1) 利用者の増加に伴い、JR新宮中央駅前駐輪場の有料化を検討するとともに、駅西側駐輪場の増設について検討し、整備を実施します。
- (2) JR新宮中央駅・福工大前駅、及び西鉄新宮駅の駐輪場について、適正な維持・管理を推進します。
- (3) 違法駐輪に対しては、啓発や条例の改正を検討し、放置自転車の対策を適正に実施します。
- (4) JR福工大前駅駐輪場については、空きスペースになっている2階を有効利用するための調査・検討を実施します。

4 水の安定供給

現状と課題

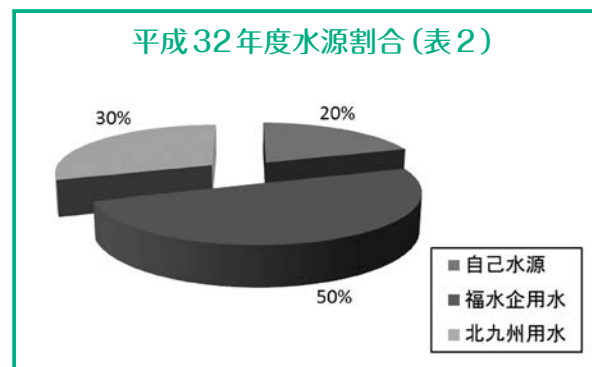
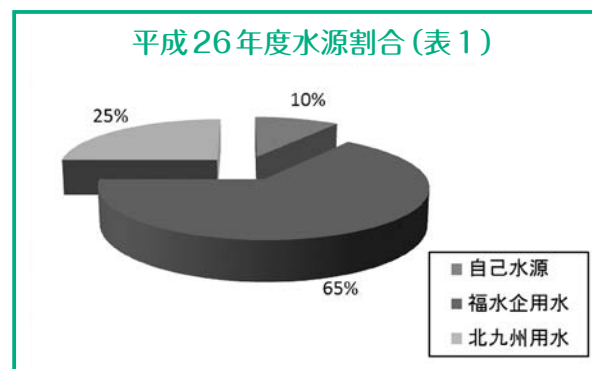
◆本町は、地理的に自己水源に乏しく、水源開発には長年にわたり苦慮してきましたが、福岡地区水道企業団(以下「福水企」という。)及び北九州市用水供給事業からの受水により水の安定供給を図りました。今後も計画されているダムの完成などにより受水可能水量が増加する予定で、さらなる安定供給が期待できます。

◆平成26(2014)年度末現在の給水人口は、29,599人、一日最大給水量は8,936m³でした。このうち約9割が福水企及び北九州市用水供給事業からの受水、残りの1割が自己水源からの配水となっています。JR新宮中央駅前の区画整理事業や民間開発により給水人口は増加しています。第7次拡張事業では平成32(2020)年度を目標に給水人口30,500人、一日最大給水量12,100m³を設定していますが、給水人口などの認可変更が必要です。

◆配水管などの水道施設は、老朽化した部分から必要に応じて改良しています。その際、新設あるいは更新する配水管には、耐震性のある水道管を採用しています。また、毎年定期的に漏水調査を実施し、配水管の修繕・更新を行うことで、断水や減水などの事故を未然に防止していきます。

◆広域水道からの受水により、点在していた効率性の悪い浄水場及び自己水源を整理・縮小し、経費節減を行いました。

◆本町の水道会計を健全に運営していくためには、安定的な収入の確保と事業の効率化が必要です。



施策の内容

①安全で良質な水の安定供給

- (1) 老朽化した水道管については、事業実施計画に基づく適切な更新を実施します。その際に耐震性に優れた水道管を採用し、地震などの災害に強い管路の整備を推進します。
- (2) 町事業及び水道事業の実施計画に沿った給水区域の変更と給水人口増加に対応するため、第7次拡張事業の認可を変更し、安定給水に努めます。
- (3) 毎年、定期的に配水管及び給水装置の漏水調査を行い、漏水件数の減少に努めるとともに、有収率(※注1)の向上に努めます。
- (4) 水道施設の計画的な維持管理により機能維持に努めます。
- (5) 給水人口に応じた簡易水道施設の更新について検討します。

(※注1) 有収率とは、浄水場から配水される総配水量から漏水などにより配水されなかった水量を除いた比率のこと。
有収率 = 有収水量 / 総配水量

②経営の健全化

- (1) 経営計画を検証し、水道料金及び水道加入金などの収益体質の向上を図り、健全経営に努めます。
- (2) 経費節減や業務の簡素化を進め、施設の適正管理に努めます。
- (3) 住民サービスの向上などの効果と費用を比較し、経営とのバランスを考えながら可能な限り民間委託を検討します。
- (4) 簡易水道事業の経営健全化に向けたあらゆる手法を検討します。

5 下水道の整備

現状と課題

◆本町の下水道事業の概要は、(※別表1)のとおりです。今後は、新宮処理区においては、適切な維持管理を図るとともに、中央処理区については、計画的な面整備を進めていくことが必要です。また、下水道事業については、健全な経営が求められています。

◆新宮中央浄化センター(愛称:アクア新宮)が平成22(2010)年3月に完成し、下水処理を開始しました。この施設は、特に環境面に配慮した高度処理を行うとともに、処理水は、再生水として沖田中央公園内のせせらぎや散水、公衆トイレ用水として利用し、環境負荷低減と良好な水循環の形成を図っています。

◆公共下水道(※注1)の事業計画区域及び大型浄化槽などによる処理区域以外の地域については、浄化槽設置の促進のため補助金制度を設け、平成26(2014)年度までに732基の補助金を交付しました。今後も、環境保全の観点からさらに設置を促進していくことが求められます。また、浄化槽(※注2)の性能を維持するためには、設置者が保守点検など維持管理を適切に行う必要があります。

◆県道湊下府線沿線の下府・湊地区の下水道については、土地利用の転換に併せて検討を行う必要があります。

◆東部地域は、平成10(1998)年2月に的野、寺浦、佐屋地区の一部が市街化区域となり、その周辺にも既存集落が点在し、開発可能な土地が多く残っています。環境保全やまちづくりの観点から、適正な下水処理を計画的に進めていくことが求められます。

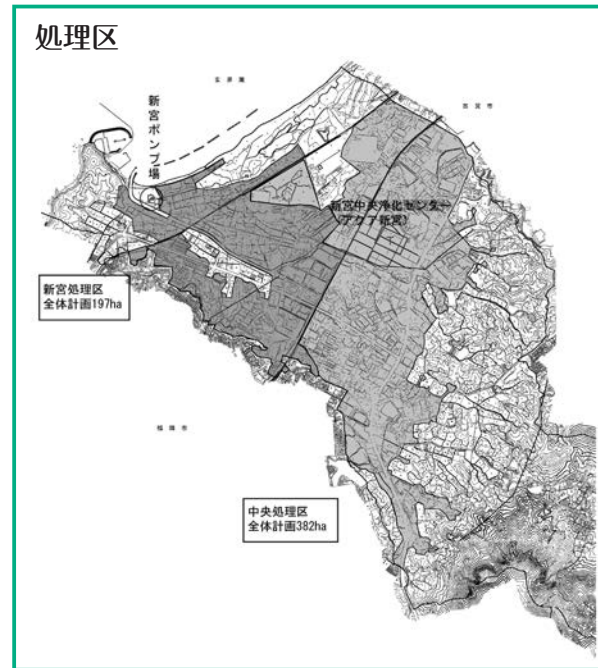
◆相島地区の下水道整備は、昭和57(1982)年度から供用開始していますが、処理施設の老朽化に伴い、今後も施設などの適切な維持管理を行う必要があります。

(※別表1)

本町の公共下水道の現状 (単位 ha)

処理区	全体	認可	完了	面整備(%)
新宮処理区	197	197	185	93.9
中央処理区	382	314	180	57.3

H27.3現在



施策の内容

①下水道の普及促進

- (1) 中央処理区域内については、事業計画に基づき、計画的な面整備を推進します。それに伴い、必要となる新宮中央浄化センター等の増設について検討します。
- (2) 県道湊下府線(25m道路)沿線や東部地域の下水道については、下水道整備の調査・研究を推進します。
- (3) 公共下水道認可区域外においては、浄化槽の設置補助金制度を活用し、浄化槽設置の促進に努めます。
- (4) 生活雑排水が環境に与える影響について啓発活動を継続的に実施し、町民意識の向上に努めます。
- (5) 湊川や牟田川など河川の水質を保つため、事業所の適正排水の指導や下水道の普及を推進します。

②施設の適切な維持管理

- (1) 新宮処理区内の下水道管渠と新宮ポンプ場施設については、長寿命化計画に基づき計画的な更新・改築を実施します。その他の施設については、計画的な維持管理により機能維持に努めます。
- (2) 浄化槽の適切な維持管理については、啓発に努めます。

③浸水対策

- (1) 浸水危険地区の浸水対策として、雨水渠などの整備を実施します。

(※注1) 公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するもの。

(※注2) 浄化槽とは、し尿と併せて生活雑排水を処理し、河川などの公共用水域に放流するための設備。

④し尿処理方法の検討

- (1) 公共下水道区域以外のし尿処理については、公共下水道の普及状況にあわせて、処理方法について調査・研究を推進します。

⑤経営の健全化

- (1) 公共下水道事業の財政・経営状況を把握し、経営体質の強化を図るため、企業会計制度の導入を実施します。
- (2) 下水道事業の健全経営を維持するため、財政状況を確認しながら適正な料金体系について検討します。
- (3) 下水道事業の健全経営のため、施設の適正な維持管理、コスト削減などの経費削減を進めるとともに、事務事業の民間委託について検討します。
- (4) 供用開始区域においては、公共用水域の保全と下水道使用料の収入を確保するため、PR活動を通じて公共下水道への接続の促進に努めます。

6 公園の整備

現状と課題

- ◆公園は、運動や遊びの場、憩いの場であると同時に災害時の非難場所となるもので、快適で安全な生活を実現するうえで必要不可欠なものです。しかし、町内には62箇所の公園（都市公園、一般公園）がありますが、住宅団地開発などによって設置された小規模なものが多く、地域的な偏りもあるのが現状です。
- ◆一方、公園の管理については、高齢化などにより地域における住民管理が難しくなっているため、計画的な管理体系を検討するとともに、住民との協働による新たな仕組みや管理費用の軽減を図るための管理手法の検討が求められています。
- ◆現在、新宮小学校区に自然環境保全に配慮した人丸公園の整備が進んでおり、杜の宮地区においても、従来の松林を活かしたグリーンベルトや杜の宮運動施設が整備されました。また、新宮東小学校区では、JR新宮中央駅前に沖田中央公園が整備され、公園として魅力ある公共空間が充実してきています。
- ◆国道3号以東の地域では、地域の交流拠点となる公園や緑地施設の配置は十分ではなく、近隣公園規模の施設整備が望まれています。
- ◆今後は、自然環境に配慮しつつ、環境負荷の軽減を踏まえた公園の整備に努めるとともに、「新宮町ひとにやさしいまちづくり整備基本計画」に基づき、安心して利用できる公園整備が望まれています。

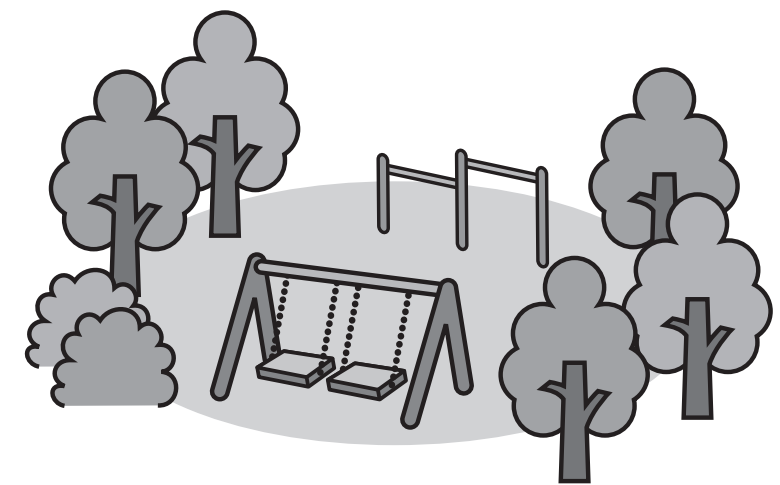
施策の内容

①都市公園などの整備

- (1) 今池公園は、今池周辺の園路や駐車場の整備を検討し、推進します。
- (2) 新宮ふれあいの丘公園は、隣接する新設中学校と一体的に防災機能を有した公園にするとともに、子どもから高齢者までが、交流できる公園として整備を推進します。
- (3) 寺浦の公共広場は、地域活動の拠点として多目的な利用を目指し整備を推進します。
- (4) 千年家周辺の緑地は、貴重な文化資産を保全するため、整備手法などを検討します。
- (5) 東部地域の交流拠点を形成するため、的野・立花口地区に公園や緑地の整備を検討するとともに、公園整備にあたっては、既存の自然環境に配慮し、農・商業と連携した整備を検討します。

②公園の適切な維持管理の推進

- (1) 適切な公園管理を行うため、「公園維持管理計画」を策定し、維持管理や施設更新を実施します。
- (2) 沖田中央公園の維持管理は、エリアマネジメント（※注1）による管理手法と費用負担の軽減について検討します。



（※注1）エリアマネジメントとは、行政主導ではなく「住民・事業主・地権者がその地域を一定のルール定め管理し、創造する」自主的かつ新たなまちづくり手法のこと。

7 生活環境の充実

現状と課題

- ◆本町では、きれいな生活環境づくりのために、町民や企業による環境美化活動が盛んに行われています。反面、モラルが欠如した一部の人たちによる、ごみのポイ捨て、不法投棄、犬猫のフン放置などの生活環境汚染の問題も発生しています。
- ◆行政区による区内清掃はもとより、各種ボランティア団体や町内企業による清掃活動が定期的に行われています。今後もこのような清掃活動の支援を行うほか、ポイ捨てなどを未然に防ぐため、一人ひとりが環境美化への意識向上を図る必要があります。
- ◆ペットのマナーに関しては、犬の正しい飼育方法を啓発するために、県動物愛護センターとの連携による「犬のしつけ教室」への参加呼びかけやフンの放置禁止看板による啓発を実施しています。最近では、猫に関する苦情も多く、猫の飼育方法や飼い主のない猫にエサを与えている方たちへの啓発も実施しています。
- ◆本町のごみの処理は、玄界環境組合古賀清掃工場、相島じん荼処理場、不燃物処理場で行っています。また、ごみ処理基本計画に基づき、ごみの減量化、リサイクルの推進などの取り組みを実施しています。
- ◆「容器包装リサイクル法」(※注1)の制定に伴い、平成12(2000)年4月から家庭ごみの分別収集を実施し、ごみの減量やリサイクルに取り組んでいるところですが、人口や事業所の増に伴い、町のごみ量は増加傾向にあります。今後は、家庭ごみへの取り組みに加え、事業所ごみについても調査し、町全体のごみの減量化とリサイクルの推進が求められています。
- ◆相島火葬場については、平成3(1991)年に新設し、運営しています。
- ◆大気汚染や水質汚濁などの公害問題について、環境負荷の軽減を図るためにも公害の発生源を抑制していく必要があります。本町では、県保健福祉環境事務所との連携により、大気や水質などの各種調査や原因者への立入検査、行政指導などを行い、公害の防止に努めています。
- ◆住居表示(※注2)は、住民生活の便宜を向上させるため、開発地域や既成市街地において順次実施してきました。今後とも、町内未実施の既成市街地においても推進していく必要があります。

施策の内容

①環境美化活動の推進

- (1) 不法投棄、ポイ捨て、犬猫のフン放置などの迷惑行為を「しない」「させない」環境づくりのため、町民との協働により啓発などを推進し、環境パトロールなどの強化を推進します。
- (2) 事業者や団体などと協働による町内美化活動を推進するための制度を検討します。
- (3) 地域や行政区で行う定期的な清掃活動を支援します。

②生活環境の維持

- (1) ごみを適正に処理するため、玄界環境組合などの関係機関と連携し、ごみの減量化・リサイクルの効率アップに努めます。また、分別収集の定期回収に対応できない町民のために、常設の分別ステーションの設置を継続して実施します。
- (2) 相島じん荼処理場については、施設の適正な維持・管理を実施します。
- (3) コンクリート、がれき、陶磁器類の処分を行う町の不燃物処理場については、適正な維持・管理を実施します。
- (4) 花火の騒音などで悩んでいる地域住民が安心して暮せるように、関係機関と連携し、新宮町深夜花火規制条例の厳正な運用に努めます。
- (5) 雑草などで周辺に影響を及ぼすような空き家や空き地への対策について検討します。
- (6) 相島火葬場については、適正な施設管理を実施します。

③公害の防止

- (1) 騒音や悪臭などの公害発生状況を調査するとともに、公害発生原因者への指導や立入検査の強化を推進します。
- (2) 水質の悪化防止のため、河川、水路などの水質調査などの環境測定を定期的に行います。

④住居表示の推進

- (1) 日常生活の利便性向上のため、目的の場所が容易に分かるように住居表示を計画的に推進します。

(※注1) 容器包装リサイクル法とは、家庭から出るごみの多くを占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律。

(※注2) 住居表示とは、昭和37(1962)年5月に施行された「住居表示に関する法律」に基づき、市街地において、住所若しくは居所または事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所(これらを「居所」という)をわかりやすく表示するために設けられた制度。

1 防災対策の充実

現状と課題

- ◆安全・安心に対する町民ニーズが高まる中、集中豪雨や大地震などへの対応、消防・防災体制のさらなる充実、強化が求められています。
- ◆本町の消防体制は、非常備消防として、消防団(13分団)が組織されているほか、常備消防として、粕屋北部消防組合が設置され、古賀市に本署、新宮町に分署が設立されており、非常備消防と常備消防が互いに連携しながら防災活動や防火・救急活動を行っています。消防団においては、消防団に対する理解不足や団員の就業形態の変化などにより、団員の確保や昼間の消防力の維持が難しくなっています。
- ◆消防防災装備などについては、消防車両、機械器具、消防水利(防火水槽・消火栓)など、計画的に整備・拡充を行うとともに、広報や防災マップ発行などを通じ、防災意識の啓発に努めています。
- ◆平成17(2005)年3月の福岡県西方沖地震の発生や近年の局地的集中豪雨の発生頻度が増加していることなどを踏まえ、平成22(2010)年に防災全般の総合的な指針となる「新宮町地域防災計画(風水害対策編、震災対策編)」を見直しました。今後も災害の対応から得た教訓や課題を踏まえ、この計画を随時見直していく必要があり、計画に基づき、町民の安全確保や支援に取り組みながら、住民と行政、防災関係機関が協力して助け合う地域づくりも重要となっています。

- ◆一方、大雨による浸水対策として、平成8(1996)年から平成22(2010)年度までに県営河川の湊川や牟田川の改修が行われ、町営河川は災害の多い箇所を中心に改修を行ってきました。これにより、浸水や冠水による被害は大きく改善されてきましたが、より安全なまちづくりを推進していくためには、河川の改修に加え、雨水の流出を抑制する仕組みや河川の適切な維持管理、土砂災害対策など、総合的・継続的に取り組むことが必要です。
- ◆町内に点在する河川などは、農業用水としての利水機能のみならず、洪水や浸水などを防止する治水機能を有していることから、計画的に改修するとともに適切な維持管理が必要です。

施策の内容

①災害に強いまちづくりの推進

- (1) 新宮町地域防災計画に基づき、国、県、消防、警察などの関係機関と連携し、総合的な防災対策への体制づくりに努めます。また、防災計画を適宜見直すとともに、防災マップを改訂し、災害予防に努めます。
- (2) 地域における自主防災組織(※注1)の設立を促し、自発的な防災体制の強化に努めます。
- (3) 町民の防災意識を高揚するため、防災専門官を置き、防災訓練を計画的に実施します。
- (4) 独居高齢者などの災害時要援護者への避難路、避難場所の周知を図るなど、避難支援体制の強化に努めます。
- (5) 大規模災害や避難の長期化に備えるため、新宮ふれあいの丘公園を防災活動拠点として計画的に整備を実施します。また、隣接する新設中学校施設と一体的に効率よく利用できるよう推進します。

②消防救急体制の充実

- (1) 消防団の充実を図るために、機材や施設の整備、改修を行うとともに、消防団の必要性や活動をアピールし、団員の確保に努めます。
- (2) 女性消防団員による広報啓発班を中心に、充実した火災予防活動を推進します。また、啓発活動を推進し、企業内消防隊の設置を支援します。
- (3) 開発に伴う町土の変化や建物の高層化、町内の水利施設の老朽化などに対応するため、消防機材や消火栓、水利については計画的な整備・改修を実施します。

- (4) 計画的に防火や救命訓練を実施するとともに、広報活動を通じて町民の防災意識の啓発に努めます。
- (5) 的確に災害情報を伝えるため、デジタル化に対応した放送システムの更新を進め、新宮町防災行政無線(※注2)の充実に努めます。

③危険箇所への対策

- (1) 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域など指定された区域での町民の安全確保に努めます。
- (2) 大雨時の家屋の浸水や道路の冠水の対策のため、住宅地に隣接する空き地などを利用した調整池機能を有する公園や広場の検討を行い推進します。
- (3) 水害や土砂災害を防ぐため、治水を目的とした河川護岸整備を計画的に実施します。
- (4) 福岡県が行う相島地区急傾斜地崩落対策事業にあわせ、必要な施設の整備を推進します。

④国民の保護

- (1) 武力攻撃や大規模テロなどの緊急事態に対処するため、「新宮町国民保護計画」に基づき、国や県など関係機関と連携した迅速な情報提供に備えるよう努めます。

(※注1) 自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、地域住民が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体。
 (※注2) 防災行政無線とは、緊急時に気象情報及び災害情報等の的確かつ迅速な発信を行い、平常時には行政からのお知らせを行うための屋外放送塔。

2 防犯対策・交通安全対策の強化

現状と課題

◆子どもや女性、高齢者など、社会的弱者を狙った悪質な犯罪が全国的に後を絶たないことから、防犯体制の強化が求められています。本町でも、防犯ボランティア団体やPTA、老人クラブ、行政区、隣組合などによって、児童・生徒の通学時の見守り活動や夜間防犯パトロールなど地域の防犯活動が活発に取り組まれています。

◆防犯活動においては、地域の自主防犯団体と警察、行政などとの連携強化や情報共有が重要であるため、本町では防犯活動連絡協議会を立ち上げるとともに、防犯灯など施設の整備、防犯活動に対する補助や合同防犯パトロールの実施などの対策や啓発を進めてきました。

◆本町の交通安全対策については、都市化の進展により交通量は増え続け、事故の件数も平成26(2014)年度で約290件と増加傾向にあります(※別表1)。特に高齢者に関わる事故は増加する傾向にあり、道路交通における安全対策が求められています。

(※別表1)

◆本町の交通事故発生状況の推移

項目		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
交通事故発生件数 (発生地別)	福岡県	44,445	43,326	43,178	43,678	41,168
	新宮町	285	264	280	285	288
交通事故死者数 (発生地別)	福岡県	170	157	161	145	147
	新宮町	0	2	0	0	0
高齢者交通事故死傷者数 (発生地別)	福岡県	6,798	6,391	6,669	6,948	7,012
	新宮町	34	31	42	25	43

◆今後、防犯対策については、地域、警察、行政の連携をさらに強化し、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。また、交通事故の発生を防止するため、警察などの関係機関と連携し、町民のだれもが、交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、子どもから高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育を充実するとともに、交通安全施設の整備を継続して進めていく必要があります。

◆平成22(2010)年、本町は「安全安心まちづくり条例」及び「暴力団排除条例」を制定し、安全安心まちづくりの基本理念や施策の方向性を定めるとともに、行政と町民が一体となって暴力団を排除することを決議しました。

施策の内容

①防犯活動の支援と広報の充実

- (1) 防犯に対する啓発活動を進めるため防犯専門官を配置し、各地域で自主防犯活動団体の設立を支援するとともに、警察などの機関や防犯関係団体との連携についてさらなる強化を推進します。
- (2) 新宮町安全安心まちづくり条例に基づき、防犯に対する地域・行政・関係機関との連携に努めます。
- (3) 防災行政無線や広報、ホームページなどを活用した防犯情報や防犯知識の適切な提供に努めます。

②交通安全意識の高揚

- (1) 高齢者に対する交通安全の啓発や講習会を重点的に実施するなど、各年齢層に応じた交通安全教育の推進に努めます。
- (2) 交通安全指導員を中心に、イベント、広報誌などを通じ、交通マナーや交通ルールの啓発を推進します。

③防犯施設の整備

- (1) 街路灯や防犯灯の設置など、夜間の歩行者の防犯対策に努めるとともに、省エネ効果を高めるため既存の防犯灯についてはLED照明への変更を計画的に実施します。
- (2) 町民の安全を確保するため、防犯カメラなどの設置を検討します。

(※注1) ノーマライゼーションとは、高齢者も若者も、障がいのある人もそうでない人も、すべて人間として普通の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きていけるような社会を築いていくこと。

④交通安全施設の整備

- (1) 信号機、防護柵、カーブミラーなど交通安全施設の充実に努めます。また、生活道路における交通安全対策に努めます。
- (2) ノーマライゼーション(※注1)の視点で歩道や交差点など交通危険箇所の再点検を行い、施設の改良・改修を計画的に推進します。

⑤暴力犯罪の防止

- (1) 暴力団排除条例に基づき、暴力的組織の入札参加禁止や公的施設の使用禁止など、町が率先して暴力団排除の措置を実施します。
- (2) 暴力団の排除を推進するため、警察などの関係機関と連携し、広報、啓発活動の充実や適切な情報提供を実施します。

3 生活相談・支援の充実

現状と課題

- ◆本町では、町民が安心して生活できるように行政相談委員(※注1)や人権擁護委員による心配ごと相談、弁護士による無料法律相談などを行ってきました。
- ◆近年、多重債務やインターネット通販、訪問販売や電話勧誘など、消費者トラブルの発生件数は高水準で推移しています。被害にあっ
て初めて意識不足を後悔するケースも多いた
め、消費者としての意識高揚や相談できる体
制づくりが求められています。
- ◆国においても消費者の安全・安心に関わる
問題については、消費者の視点から監視す
る機関として、消費者庁(※注2)が平成21
(2009)年5月に設置されました。

◆本町では、平成21(2009)年に消費者相談窓口や消費者ホットライン(※注3)を設置しました。また、各行政区でも消費者学級を開催するなど、啓発に努めてきました。今後は、消費者への教育・啓発や相談体制のさらなる充実に努める必要があります。



施策の内容

①生活相談の充実

- (1) 複雑な問題から身近な心配ごとまで気軽に相談できるようにするため、専門的な知識を有する弁護士や相談員などとの連携を図り、相談体制の充実に努めます。
- (2) 福岡県消費生活センター(※注4)や弁護士会などの関係機関と連携し、消費者相談窓口の充実に努めます。

②消費者意識の高揚

- (1) 被害にあっ
て初めて消費生活に関心を示すことが多いた
め、各行政区や老人会などを対象とした消費
者学級や研修会を開催し、賢い消費者にな
るための意識づくりを推進します。

③情報の発信

- (1) 消費者を取り巻く環境が大きく変化し、被害に遭わないよう消費者問題への意識高揚のため、広報誌やホームページなどでの情報の提供に努めます。
- (2) 消費生活に関するトラブルを未然に防ぐため、リーフレットの配布など情報の提供に努めます。

(※注1) 行政相談委員とは、総務大臣から委嘱され、住民の相談相手として、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などを行う者のこと。
 (※注2) 消費者庁とは、消費者の視点から政策全般を監視する組織の実現を目指し、平成21(2009)年に発足した内閣府の外局。
 (※注3) 消費者ホットラインとは、消費生活センターなどの消費生活相談窓口の存在を知らない消費者に、全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口を案内するサービス。
 (※注4) 福岡県消費生活センターとは、県民からの消費生活に関する苦情相談や多重債務問題に関する相談を受け、その解決に向けた助言や情報提供などを行う機関。

1 環境施策の推進

現状と課題

◆本町が持つ豊かな自然環境や生活環境を守り育てながら次世代へ引き継ぐ「環境共生のまちづくり」は本町まちづくりの基本理念です。現在の環境を保全し、将来に引き継いでいくため、自然環境、生活環境、地球環境、環境教育や協働のあり方など環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進していくために平成25(2013)年に新宮町環境基本計画を策定しました。

◆国では環境に関する様々な法令やこれに基づく計画が策定されています。環境政策の基本となる「環境基本法」、廃棄物、リサイクルの問題を資源循環面より統括的に扱った「循環型社会形成推進基本法」や地球温暖化への対応を扱った「地球温暖化対策の推進に関する法律」など、これら法令の理念に沿った新宮町における展開を図っていく必要があります。

◆本町では、平成12(2000)年4月からごみの減量化及びリサイクルの促進のため、各行政区のステーションで分別収集ごみの回収をはじめました。また、独自の取り組みとして平成20年度から行政区と町内リサイクル業者と連携して、分別収集時に廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料(※注1)への再生を推進しています。

◆地球温暖化(※注2)の原因となる温室効果ガス(※注3)の削減については、町自らの事務事業において率先して取り組んでいくことが求められています。また、私たち一人ひとりが身近な問題としてとらえ、毎日の生活の中で環境行動を実践していくことが重要になってきます。本町では、これまで、緑のカーテンの普及促進やノーマイカーデーの実施、電気・ガソリンなどの削減などの取り組みをしてきました。今後もこのような取り組みを継続し、さらに充実することで啓発や実践につながるよう努めることが求められています。

施策の内容

①総合的な環境施策の推進

(1)自然環境や生活環境、地球温暖化防止などの環境保全と環境教育や協働のあり方など総合的な環境施策の展開を図るため、環境基本計画に基づき、環境保全活動の取り組みを推進します。

②環境意識の高揚

- (1)ごみの減量に対する意識の向上を図るため分別収集の徹底や3R運動(※注4)を促進する取り組みを推進します。
- (2)ごみの減量やリサイクルを推進するために、古紙類などの集団回収や生ごみ処理機等購入について支援します。
- (3)廃食用油の再生利用を推進するために、町内全域での廃食用油の回収を実施し、バイオディーゼル燃料再生を推進します。
- (4)エコロの森(古賀清掃工場)と連携しながら環境教育、リサイクルに対する啓発を推進し、ごみの減量やリサイクルに取り組むボランティア団体を支援します。

③地球温暖化防止対策の推進

- (1)地球温暖化防止対策のため、ごみ減量化や緑化を推進するとともに、省資源省エネについて、町民への啓発を推進します。
- (2)行政自らが排出する温室効果ガス削減について、電気、ガソリンなどの計画的な削減に努めます。また、省エネ効果が高い機器の導入を検討し、推進します。

(※注1)バイオディーゼル燃料とは、菜種油やコーン油などの生物由来の油や、てんぷら油など各種廃食用油から作られる軽油代替燃料(ディーゼルエンジン用燃料)の総称。
 (※注2)地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。
 (※注3)温室効果ガスとは、太陽光により暖められた地表面から放射される熱を吸収し、再び地表へ戻すことにより地球の温度を保つ効果のある、二酸化炭素やメタンなどのガス。
 (※注4)3R運動とは、リデュース(排出抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再利用)のことで、この3つのRでごみを減らしていく運動のこと。

2 自然環境の保全と緑化の推進

現状と課題

◆本町は、町全域に占める緑の割合が約60%と多くの自然が残されています。玄界灘に浮かぶ相島、白砂青松の新宮海岸、緑豊かな立花山などの自然環境、水田や雑木林などの里山環境に恵まれ、その大半が玄海国定公園(381ha)の指定を受けています。これらの豊かな資源を守り活かすとともに、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

◆新宮海岸は、本町のシンボルとなる自然環境の一つであり、毎年4月には「新宮町クリーン作戦」を実施し、防風・防砂機能を有する松林の保全をはじめ、海岸の美化活動を進めています。しかし、依然として、飛砂による住環境などへの影響があり、その対策が必要です。また、毎年松くい虫の被害により松枯れが発生しているため、適切な薬剤散布などの対策が必要です。

◆東部にある犬鳴山系や立花口一帯の森林は、水や酸素の供給、土砂災害の防止などの多様な機能や役割を担っていると同時に、町民の憩いの場として多くの恵みをもたらしています。しかし、多くの森林は、所有者の高齢化などにより整備されずに放置され、荒廃が進んでいるため、所有者や関係機関、団体とも協議しながら今後、何らかの対策が求められています。

◆建築・緑地協定の締結など、街並み整備に関する活動が活発な地域が多く、緑の多い良好な住宅地が多く見られます。一方で、古くからの住居地では、車両が通行しにくい、緑が少ないなど、まちの美しさとゆとりに関する満足度の低い地域もあります。

施策の内容

①自然の保全と活用

- (1) 白砂青松の新宮海岸、緑豊かな立花山や里山を次世代に引き継ぐため、住民と行政による新宮町クリーン作戦など充実した清掃・管理活動を推進します。
- (2) 松くい虫の被害を防止するため、薬剤散布などを適切に実施するとともに、ボランティア団体が行う松の保全活動などを支援します。
- (3) 立花山の登山道や新宮松原の散策路については、立花山観光協会やボランティア団体などと連携しながら、維持管理や活用に努めます。
- (4) 新宮海岸の飛砂対策は、堆砂垣の設置を進めながら、その効果について専門機関と検証を実施します。
- (5) 良好な水辺環境を保全していくため、今池などの改修を計画的に進め、その周辺環境を活かした憩いの場や散策路の整備を実施します。
- (6) 国、県に財政的支援を引き続き要望し、漁港や海岸線の漂着ごみなどの回収を実施します。

②荒廃森林の再生

- (1) 荒廃森林については、再生を図るための調査・研究を推進するとともに、森林ボランティアの育成に努めます。

③緑化の推進

- (1) 地域に点在する貴重な緑地空間は、町の資源や魅力となるため、地区計画などの指定を行い積極的な保全を実施します。
- (2) 心の安らぎや景観の向上など、良好な住環境を維持・形成するため、住宅地において緑地協定の指定や生け垣助成制度の活用を推進します。
- (3) 公共施設は、積極的に敷地内の緑化の推進に努めます。
- (4) 緑化への普及を図るため、住民活動への助成を実施します。

1 農水産業の振興

現状と課題

◆本町では、特産物の「あまおう」などのイチゴをはじめとする米・ミカン・バラなどの多種・多様な農産物が生産されています。近年、消費者のニーズも安全で新鮮な食材を求める傾向にあり、さらに地産地消の意識も高くなっています。新宮町農産物直販所「ひとまるの里」では、安全で新鮮な地元農産物の提供や生産者と消費者が交流できる施設として好評です。また、地元の農産物を学校給食の食材として利用していることや子どもたちの農業体験などを通じて地産地消への意識向上を図っています。

◆大型の都市開発による農地の減少や農業従事者の高齢化、後継者の不足により農地の荒廃が進み、鳥獣被害も増えるなど農村地域での活力の低下が懸念されています。また、東部地域や中山間地では、農業環境整備の遅れなど課題も多く積み残されているのが現状です。これからは、担い手の育成への支援を行うほか、特産品や高付加価値農産物の研究を進めていく必要があります。現在、その一環としてオリーブを希望する農家に植樹していただいているところです。また、利用されていない農地を活用して、一般の人が農業を体験できる仕組みづくりを構築するなど、新たな農業のあり方とその総合的な支援体制を検討する必要があります。

◆水産業においては、全国的に就業者の減少や高齢化のほか、水産資源全体が減少傾向にあります。適切な資源の管理や後継者の確保・育成などとあわせ、漁業経営の安定化が課題となっています。このため、地元漁業に即した生産基盤の整備を行い、海域の特性に応じた漁場の整備や漁港の機能強化、さらには、新商品の開発とその販売ルートの拡充などが必要とされています。また、相島では、天然アコヤ貝を使った真珠養殖事業が進められていますが、その副産物としてのアコヤ貝の貝柱は大きくて珍味であるため、商工会と連携し新宮町の特産品として開発していく必要があります。

施策の内容

①農業の担い手の育成支援

- (1) 農業従事者の高齢化対策や後継者不足の解消のため、認定農業者(※注1)などの担い手の育成支援に努めます。
- (2) 新規就農者には、県や農協などの関係機関と連携し、就農指導、相談窓口などの就農に関する情報や就農事例の提供に努めます。

②地産地消の推進と荒廃農地の対策

- (1) 地元農水産物の消費拡大を図るため、農産物直販所「ひとまるの里」での販売や学校給食への地元食材の活用など地産地消に努めます。
- (2) 荒廃農地の発生を未然に防ぐため、今後、耕作されないと思われる農地などを対象に「人・農地プラン」を策定し、認定農業者などの担い手に集積するように努めます。また、農業が体験できるよう農地の活用を検討します。
- (3) 農作物の鳥獣被害を防ぐため、電柵などの補助をするとともに、猟友会と協力しながら銃や箱罟等による捕獲に努めます。

③高付加価値農水産物の開発

- (1) 農産物については粕屋農協などと連携し、果樹やオリーブなどの付加価値の高い商品や新宮固有の特産品の開発を推進します。
- (2) 水産物については新宮相島漁協や商工会などと連携し、新商品の開発や販売ルートの拡充などを推進します。

(※注1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に農業経営改善計画書を作成し、市町村から認定を受けた農業者をいう。地域農業の担い手として、農地利用・資金・税制面などの支援を受けることができる。

④水産業の振興

- (1) 漁業経営の安定のため、地域に則した漁業の振興策を検討します。また、漁場の整備を推進します。
- (2) 真珠養殖事業の副産物である貝柱については特産物として商品化を推進します。
- (3) 漁業者の減少や高齢化に伴い、担い手の確保や育成のため、後継者や新規就業者への支援のあり方などを検討します。

⑤漁港施設の利用促進と適正管理

- (1) 漁港施設が安全かつ適正に利用できるように維持管理を実施します。
- (2) 漁港施設機能保全計画を策定し、漁港施設の計画的な改修を実施します。
- (3) 新宮漁港の有効利用について検討し、推進します。

2 商工業の振興

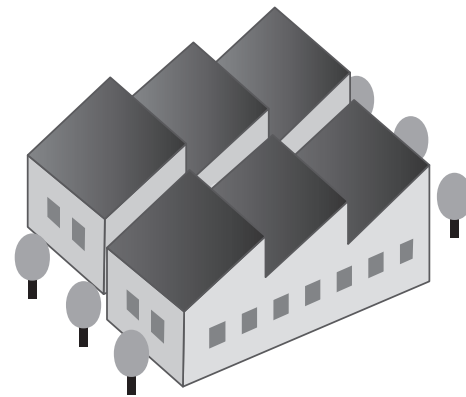
現状と課題

◆元気な町を創造するためには、経済活動の基盤となり、多様な就業の場を提供する商工業の振興を図ることが必要です。

◆車社会の進展やライフスタイルの変化などにより、消費者の動線が多様化し、町内の既存店舗にも影響が出てきています。このため、商業振興の核となる新宮町商工会との連携によって、既存事業者の活性化と大規模店舗等との共存を図っていくことが重要です。

◆JR新宮中央駅を核に広がる中心市街地については、町内外から多くの人々が訪れ、交通環境の悪化や集客の一極集中などが懸念されます。そのため、地元商工関係者との調整や連携強化をはじめ、周辺店舗などへの回遊対策など、町内広範囲にわたる商業環境の形成を図る必要があります。

◆本町の工業は、自動車関連、パンや菓子などの食料品製造業、流通卸売業など多種多様な事業所があり、これまでの町の発展に大きく貢献しています。今後も町経済のさらなる発展と雇用の場の拡充に向け、企業誘致や既存企業との情報交換(アフターフォロー)を図っていくことが重要な課題となっています。



施策の内容

①商業の振興

- (1) 町の商業の活性化に向けて既存商店と大型小売店舗などが共存共栄できるよう、新宮町商工会との連携に努めます。
- (2) 町内製品のPRなどの支援や町の特産品開発(発掘)の調査・研究を行い、新宮ブランドとしての推進に努めます。

②製造業・工業の振興

- (1) 町の製造業・工業の活性化を図るため、新宮町商工会と連携して町内事業者と情報交換の場の創設や異業種間交流などの調査・研究を推進します。
- (2) 中小事業者の経営の安定化や経営基盤の改善を図るため、国や県の各種補助・融資制度などの情報提供を行い、新宮町商工会や金融機関、中小企業支援各種団体とも連携し企業を支援します。

(※注1)セーフティーネットとは、個人や企業に経済的なリスクが発生したとき、最悪の事態から保護する仕組みのこと。たとえば、雇用保険や災害補償制度、各種の貸付制度などがセーフティーネットの典型といえる。

③中小企業の支援

- (1) 中小企業に対するセーフティーネット(※注1)対策を推進します。
- (2) 空き店舗の活用について調査・研究を推進します。
- (3) 起業される人を対象に創業支援計画に基づき、新規創業の支援を実施します。

④企業誘致の推進

- (1) 町の活性化や雇用の場の拡充のため、企業の誘致に努めます。

3 観光の振興

現状と課題

◆人々の価値観やライフスタイルは変化し、ゆとりと潤いのある生活を送るため、余暇時間を活用した生きがいづくりが求められています。また、人々の観光に対する考え方も、ウォーキングなどを兼ねた健康志向型、地元の人々とのふれあいや体験などを求める着地型、食べる、観る、遊ぶ、買うなど多様化しています。

◆本町は、緑あふれる立花山やゆるやかな弓なりのカーブを描く白砂青松の新宮海岸、玄界灘に浮かぶ相島など自然にめぐまれており、さらに最澄ゆかりの横大路家住宅(千年家)や石を積んで造った古代人の墓である相島積石塚群など、数多くの歴史遺産を有しています。しかし、素材が豊富にありながら観光資源の視点で捉えられていないため、観光客を受け入れる体制が整っていない状況です。また、国が戦略として掲げている外国人観光客の誘致(インバウンド(※注1))についても、現状として対応できていません。

◆今後は、新宮町商工会や新宮町おもてなし協会を中心に、特産品の開発、観光ボランティアの育成、観光情報の提供、トイレや案内所など観光に必要な施設整備、近隣自治体などの広域連携など、多角的視点で、観光資源の活用に取り組み、更には体験型イベントを企業や町内活動団体と連携・企画・実施し、住民が町を誇りに思い、郷土愛が醸成され、来町者には住んでみたいと思われるような観光振興策を戦略的に行っていく必要があります。

施策の内容

①観光情報の発信と施設の充実

- (1) 町内の観光資源について、来訪者のニーズや目的にあった観光情報を適切に発信できるように、案内表示板の整備や情報通信技術ICTの活用について調査・研究を推進します。
- (2) 町のイベント・観光情報のPRのために、テレビ・新聞・雑誌などのマスメディアやSNS(※注2)の積極的な活用を推進します。
- (3) 来町者の観光ニーズに対応するため、必要に応じてトイレや案内所などの観光基盤施設の整備を実施します。

②連携による観光の推進

- (1) 観光資源を有機的に活用するため、周辺市町と連携し、観光情報の発信やイベントの共催などの広域連携に努めます。
- (2) 地元農水産業及び商工業発展のため、新宮町商工会や新宮町おもてなし協会などと連携しながら、農水産物の活用や特産品開発などを支援し、町をアピールするために有効的な活用を推進します。
- (3) 地域活性化及び産業振興のため、地元企業や町内の活動団体との連携による体験型の観光イベントを支援します。

③観光振興の仕組みづくり

- (1) 観光事業を総合的に推進するため、新宮町おもてなし協会と立花山観光協会の活動を支援します。
- (2) 教育委員会と連携しながら、観光ボランティアの仕組みづくりに努めます。

(※注1) インバウンドとは、外国人旅行者を自国へ誘致することの意。日本においては、海外から日本へ来る観光客を指すことが多い。

(※注2) SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。人と人とのつながりを促進・サポートする「コミュニティ型の会員制サービス」と定義される。TwitterやFacebookなどが知られている。

4 人口減少の対策と地域振興の推進

現状と課題

- ◆本町では、JR新宮中央駅周辺や杜の宮地区の住宅開発が進み、急激に人口が増加しています。しかしながら、相島や東部地域のように人口が減少している地区もあります。新興住宅地も年数が経過することにより、世帯の高齢化や子どもたち世代が独立し別世帯を持つことで、ある時点で急激に人口が減ってしまう危険性があります。
- ◆若い世代が地元に戻ってくる、あるいは出て行かずにそのまま住み続けることができるよう、福岡都市圏という地の利を生かし、また、自然にあふれた環境を有効利用した、魅力あるまちづくりを行う必要があります。同時に、住居だけでなく、若い世代が暮らしていくための雇用の創出も重要な課題となります。
- ◆適切な管理が行われていない空き家等については、防災や衛生、景観等の面からも何らかの手立てが必要となっています。平成26(2014)年に制定された「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、市町村においても空き家等の活用を促進するための施策を推進できるようになりました。しかし、現時点で本町に空き家等がどれだけあるのかわからないため、平成27(2015)年度中をめどに調査を行い、今後は対策計画を策定し、計画的な施策を進めていくことが求められています。

- ◆地域振興という大きな課題を解決するために、東部地域の三代地区、原上地区、立花口地区及び野地区においては、地区代表の住民と町職員とが検討会議を重ね、平成26(2014)年1月「三代地区まちづくり計画書」、平成26(2014)年2月「原上区まちづくり計画書」(※注1)、平成27(2015)年7月「立花口区まちづくり構想」、平成27(2015)年8月「野区まちづくり構想」(※注2)をそれぞれ策定しています。また、相島地区については、平成25(2013)年度から平成34(2022)年度までの「新宮町離島振興計画」を新たに策定しています。
- ◆人口が減少している地域においては、観光や地域の特産品を活用するなど、地域外から人を呼び込み、移住・定住につながるような機会に出会える場所が必要となっています。そのため、地域内外の人々が交流できる拠点の確保が課題となっています。また、地域の人々が活動する拠点が少なく、観光のPRや特産品の販売など、地域の資源や人材を活かし切れていない状況があります。

施策の内容

①定住化の推進

- (1)若い世代が住み続けることができるよう、安定した雇用の場を創出できるよう調査・研究するとともに、地域における受け入れ体制を検討し推進します。
- (2)安心してUターン(※注3)やIターン(※注4)ができ、定住できるよう受け入れ対策を検討します。

②空き家・空き地の対策

- (1)空き家対策については、法令に基づいた体制づくりを検討し、空き家の現況調査を実施します。
- (2)雑草や雑木により周囲に迷惑をかけている空き地や、防犯上問題があったり倒壊の恐れがあるような危険な空き家に対しては適正な対応を検討します。
- (3)空き家や空き地について、法令に基づいた手続きを行い、空き家バンクの設置など有効に活用できるよう検討します。

(※注1)三代地区まちづくり計画書・原上区まちづくり計画書とは、各地区で地域住民代表と町職員とで構成する検討会議の中で、現状と課題の整理、土地利用や基盤整備方針をまとめた後に、地区の特性を活かした土地利用について検討し、計画を示したもの。
 (※注2)立花口区まちづくり構想・野区まちづくり構想とは、各地区で地域住民代表と町職員とで検討会議を兼ね、現状と課題を整理し、各地区の将来のまちづくりの方向性(構想)をまとめたもの。
 (※注3)Uターンとは、人口環流現象の1つで、地方から都市部へ移住した者が再び生まれ故郷へ戻ること。人の流れがアルファベットのUの字を描くような移動のためこう呼ばれている。
 (※注4)Iターンとは、人口環流現象の1つで、出身地とは別の地方に移り住む、特に都会部から田舎に移り住むことを指す。人の流れがアルファベットのIの字を描くような移動のためこう呼ばれている。

③地域振興策の推進

- (1)東部地域の振興を確かなものとするために、三代地区、原上地区、立花口地区及び野地区の検討会議にて策定した計画・構想で掲げた施策のうち、実現可能なものから順次検討し、実施します。
- (2)相島地区については、「新宮町離島振興計画」を島民と協議しながら推進します。また、相島地域物産展示販売所を相島における観光や交流の拠点として有効利用するため、改修を検討します。

④交流の拠点づくり

- (1)地域内外の様々な世代の人々が交流できる拠点づくりについて検討します。
- (2)観光資源や遊休地など、地域の資源を活用した新たな活動を検討し、地域の活性化を推進します。
- (3)新・旧の住民が交流できるよう、古民家の利用や交流拠点を整備するよう検討します。

1 健康づくりの推進

現状と課題

- ◆生涯にわたって健康であることは、だれもが望むことです。病気の予防や早期発見、病気の進行防止は、町民一人ひとりの主体的な取り組みが重要であり、そのための情報提供や健(検)診機会の提供などの環境整備は行政の大切な役割といえます。
- ◆町民の健康づくりは、「病気の早期発見、早期治療」から、「病気のきざしを見逃さず、生活習慣を改善することで病気を予防する」ことに主眼が置かれるようになりました。本町では、がん検診及び、高血圧症や糖尿病といった生活習慣病(※注1)の予防のため、「特定健診・保健指導」を実施し、生活習慣病に関する健(検)診とその健(検)診結果に基づき保健指導に努めています。
- ◆今後は、町民自らが「運動、食事、休養」に関心を持ち、日頃から健康づくりに努めるとともに、主体的かつ定期的に健(検)診を受診するよう、さらなる健康づくり情報の提供や健(検)診のPR、未受診者対策、受診しやすい健(検)診環境の整備に努める必要があります。
- ◆家族関係や就労状態が多様化する現代社会では、多くの町民がさまざまなストレスの中で生活を送っています。過度なストレスは、精神面や身体面でも大きな病気の要因のひとつと言われています。そのため、ストレスに早く気づき、対処する方法や、個人を支える周囲の人たちの理解や社会環境を整えていく必要があります。

- ◆家族のありようが変化し社会問題化する中で、朝食を食べない子どもや若い世代が増え、インスタント食品の過剰摂取、野菜の摂取不足などの食生活の乱れにより、将来的に生活習慣病の増加が懸念されています。そのため、平成17(2005)年、国は食育基本法を制定し、食育を国民的課題として総合的に進めることとしています。
- ◆平成21(2009)年に世界的な大流行となった新型インフルエンザは、日頃の危機管理のあり方の大切さを教えてくれました。本町では町民の生命を守るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき新宮町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。今後も行動計画をもとに、予防接種体制の強化等が必要です。

施策の内容

①健康づくりの啓発

- (1) 健(検)診や生活改善の効果の理解を深めてもらうため、広報やホームページ、リーフレットなどを活用し、広く周知を実施します。
- (2) ウォーキングやニコニコ健康体操の推進など、町民が気軽に健康づくりに取り組める環境を整備し、情報の発信を推進します。

②健(検)診・保健指導の充実

- (1) 病気の予防、早期発見・治療を促すため、健(検)診内容・体制を整備し、健(検)診の受診率向上に努めます。
- (2) 高血圧症や糖尿病といった生活習慣病の発症予防、重症化予防のため、特定健診(※注2)の受診率を向上させ、適切な保健指導に努めます。
- (3) 町民の疾病の状況、健診の結果等を把握・分析し、効果的な保健指導を実施することで医療費の適正化に努めます。

③こころの健康づくり

- (1) うつ病などのこころの病気を持つ人を支えている家族や周りの人々の不安やストレスに関する相談を実施し、こころの病気について啓発を行うなど理解の促進に努めます。
- (2) こころの健康についての相談を充実するとともに、必要時は早期の受診をすすめるなど、関係機関と連携した支援を実施します。

(※注1) 生活習慣病とは、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾患群。
 (※注2) 特定健診とは、生活習慣病予防と医療費抑制をめざし、国の医療制度改革に盛り込まれたもので、各医療保険者に対して40歳から74歳までの被保険者の健診を義務付けている。
 (※注3) 食生活改善推進会とは、食生活を中心に自らの生活経験や学習体験などを活かしながら、健康づくりのための活動を推進していくボランティア組織。

④食育の推進

- (1) 幼児期からの食育を推進するとともに、食育に関する情報の提供に努めます。
- (2) 町民の健康づくりの取り組みである食生活改善推進会(※注3)の活動を支援し、ライフステージにあわせた食生活に関する情報の発信を実施します。

⑤感染症の予防

- (1) 予防接種の接種率向上に努めます。
- (2) 新型インフルエンザなどの新型感染症が発生したときに備え、日頃から関係機関との連携や情報交換を行い、発生時には迅速かつ適切な対応ができるように努めます。
- (3) 食中毒予防などの食品衛生に関する知識の普及や啓発に努めます。

2 地域福祉の充実

現状と課題

◆近年、町民の福祉ニーズが多様化・細分化しています。これに対応し解決するため、地域や町民との協働体制を整えた地域福祉の仕組みづくりが求められています。そのために、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となる地域福祉計画を策定しています。

◆この計画は、支援を必要としている方が、住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう地域全体で支えることを目標としています。そこで行政区福祉会を中心とした、小地域単位での福祉活動の基盤づくりを、民生委員・児童委員、福祉委員、老人クラブ、育成会、NPO、ボランティア団体などが相互に連携しながら、行っていく必要があります。また、災害時に支援が必要な高齢者などのため、自主防災組織の構築など福祉問題の解決に向けて、地域の特性に応じた福祉活動を推進することも必要です。

◆一方、新宮町社会福祉協議会は、地域福祉で行う具体的な計画である「第3次地域福祉活動計画」(平成26(2014)年から30(2018)年まで)を策定しました。社会福祉協議会が持つ高齢者や障がいのある人への専門機関としての特性を活かしつつ、町が策定した地域福祉計画と連携を図り、また、住民やその他の関係機関と協働し、地域福祉を推進していくことが期待されています。

◆その中でも、新宮町社会福祉協議会の取り組みを有効なものとするため、地域福祉の担い手となるボランティアを育成するなど、新たな人材の育成が課題となっています。

◆ボランティアセンターを中心に福祉ボランティア活動の推進や情報を発信し、活動の場や機会の確保につなげるなど、ボランティア活動の全般を支援していくことが重要となってきます。

施策の内容

①地域福祉活動の充実

- (1) だれもが安心して心豊かに暮らせる地域づくりのため、高齢者保健福祉計画などの各福祉計画の基本理念となる地域福祉計画の改訂を実施し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- (2) 民生委員・児童委員や行政区福祉会などそれぞれの特性に応じた福祉活動を支援します。
- (3) 高齢者などが地域で孤立しないように、行政区福祉会が実施する地域サロンなどの地域福祉活動を支援します。
- (4) ふれあいフェスタなどの支援に努め、福祉意識の高揚を支援します。
- (5) 相島介護予防・児童福祉事業の拠点として、相島ふれあい館の活用を努めます。

②見守りネットワークの充実

- (1) 民生委員・児童委員や福祉委員と連携を図り、地域での高齢者などの見守りネットワークの活動を支援します。
- (2) 地域との協働により、災害時要援護者支援台帳を整備し、緊急時の対応や日頃の見守り活動に努めます。
- (3) 老人クラブが実施する「愛の一声運動」(※注1)を支援します。
- (4) 自殺予防の対策として、相談員やゲートキーパー(※注2)などを育成し、相談体制の充実に努めます。

(※注1) 愛の一声運動とは、一人暮らし等の高齢者の自宅を訪問し、話し相手や相談相手となり、孤独感の緩和や生活状況の把握、安否確認を行う事業のこと。

(※注2) ゲートキーパーとは、自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」と位置づけられる人のこと。

③福祉ボランティア活動の推進

- (1) 新規ボランティア団体の立ち上げを支援します。また、福祉ボランティア団体をつなぐボランティア連絡会を支援します。
- (2) ボランティアセンターが福祉や公益活動の情報拠点となるよう努めます。

④戦没者遺族等への援護

- (1) 恒久平和の啓発のため、英霊の顕彰と戦没者遺族の福祉の増進に努めます。

3 高齢者福祉の充実

現状と課題

◆わが国は、世界に類を見ないスピードで高齢化が進んでいます。本町の高齢化率は平成27(2015)年10月末現在16.31%で、今後さらに高齢化が進行すると考えられます。豊かで生きがいのある人生を送るには、健康で自立した生活をだれもが望むことはもちろんですが、不幸にも病気や介護が必要になったときには、家族や地域の人たちの支えや行政などの公的な支援が必要となります。

◆本町では、高齢者が長く自立した生活を送れるよう介護予防事業に取り組み、介護保険の要介護認定率は15.01%で、県平均の18.91%と比較しても低水準で推移しています。介護保険の保険給付と町独自の福祉サービスを組み合わせながら、自立への援助に努めていますが、急増する困難なケースに対応できる人材の確保や、生活全般に関わる相談体制の確立が急務です。

◆今後は、高齢者の社会参加を促進し、健康で生きがいを持ちつつ生涯現役をめざしてもらええる取り組みや地域での居場所づくりが求められていることから、地域サロン(※注1)事業への協力、ボランティアの育成支援、高齢者などの見守りネットワークの構築などが重要な課題となります。また、認知症対策についても、正しい知識の普及を行い、住みなれた地域で安心して暮らせるようお互いに見守り、介護者の負担を減らしていくことができるよう、今後の取り組みについて検討する必要があります。

(※注1) 地域サロンとは、地域を拠点に住民である当事者とボランティアとが協働で企画し内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動の場。地域での交流の場を設けることで住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりをめざしている。
 (※注2) 介護保険地域支援事業とは、要支援認定や要介護認定を受けていない、地域の全ての高齢者を対象に、要介護・要支援状態になることを予防したり、要介護・要支援状態となった場合でも、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業のこと。
 (※注3) 包括的支援事業とは、地域住民の保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センターで実施する事業のこと。介護予防ケアマネジメント事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などがある。
 (※注4) サポーターとは、認知症サポーターのことで、認知症サポーター養成講座を受講・修了した者を称する名称のこと。認知症を正しく理解し、認知症の人や、その人を取り巻く家族のよき理解者となり、地域において認知症の人が穏やかに生活するための見守りなどを行う。
 (※注5) 市民後見人とは、認知症や知的障がいなどで判断力が不十分になった人を支援するため、家庭裁判所から選任された同じ地域に住む一般市民のこと。本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。
 (※注6) 総合事業とは、予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みをすること。既存の介護事業所による既存のサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する。高齢者は支え手側に回ることもできる。
 (※注7) 地域包括支援センターとは、介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療と福祉の向上を包括的に支援するための部署。

施策の内容

①高齢者の社会参加

- (1) 高齢者が生涯現役で生活するために、働く意欲がある人へ適切な就業の提供を行う町シルバー人材センターへの積極的な支援と、連携に努めます。
- (2) だれもが参加しやすい地域活動や生きがいづくりの一端を担う、町老人クラブ連合会活動を支援します。
- (3) 社会福祉協議会と連携し、地域での居場所づくりや見守りへとつながる、行政区福祉会が行うサロン活動(小地域福祉活動)を支援します。
- (4) 高齢者同士が地域で支え合う、地域サポート活動に取り組めるよう支援します。

②高齢者の健康づくり

- (1) 高齢者が自身の健康づくりや介護予防活動を行えるようセルフサポート活動を推進します。
- (2) 脳卒中や認知症など高齢者に起こりやすい疾患の知識を普及し、適切な治療へつながるよう支援します。
- (3) 健康診査、保健指導により、要介護状態となる原因や疾患を予防し、健康づくりの重要性について啓発を実施します。
- (4) 介護保険地域支援事業(※注2)の包括的支援事業(※注3)において、医療・介護連携や認知症施策等の推進に努めます。

③日常生活支援の充実

- (1) 生活に支障が生じたときに、適切なサービス利用が受けられるように、介護保険制度や福祉サービスの周知を実施します。
- (2) 町民のニーズに応じた福祉サービスの提供を行うため、定期的にモニタリングを行い必要なサービスの充実に努めます。

- (3) 認知症に対する地域の理解を深め、認知症になっても安心して生活できるようサポーター(※注4)養成や市民後見人(※注5)養成の充実に努めます。
- (4) 地域での見守りや助け合いを促進し、高齢者などの異常の早期発見を行い、孤独死が放置されることがないように、高齢者などの見守りネットワークの活動を支援します。
- (5) 介護保険地域支援事業における総合事業(※注6)を推進し、介護予防サービスの充実や住民主体のサービスの充実に努めます。

④相談窓口の充実

- (1) 介護保険地域支援事業において高齢者の総合相談窓口として位置付けられている、地域包括支援センター(※注7)の機能向上に努めます。
- (2) 高齢者に関する相談窓口を周知し、障がいのある人や生活に関することの相談にも連携して応じることができる総合的な相談体制に努めます。
- (3) 虐待、高齢者うつ病への対応や社会保障制度全般への窓口相談対応能力向上のため、専門性を高める研修など人材育成に努めます。

⑤高齢者の交流拠点の充実

- (1) 元気な高齢者が生きがいを持って過ごせるよう、町シルバー人材センターの支援や交流サロンの整備について積極的に検討します。
- (2) 社会福祉センターやボランティアセンターの高齢者福祉に関するあり方について、検討を進め施設の充実に努めます。

4 障がい者福祉の充実

現状と課題

◆障がいの有無に関わらず、だれもが地域社会の中でお互いの個性を認め、ともに暮らすことができるインクルージョン(※注1)社会の実現が求められています。このインクルージョンの理念は、教育現場を中心に推進されていますが、教育・就労・地域において、障がいがある人が実感できるには至っていません。

◆身体・知的・精神に障がいのある人、難病・発達障がいのある人に同一の福祉サービスが提供できるようになり、本町でも相談をはじめとする支援を行っています。人口の増加・高齢化にともない障がいのある人は年々増加し、障がい者福祉サービス利用者も増加しています。サービス事業者は数・事業内容ともに充実してきましたが、比較的重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなど、社会資源が不足しています。

◆障がいのある人一人ひとりのライフスタイルにあわせ、多様化するニーズにあった支援を行うため、相談支援体制を充実してきました。今後も増加、多様化するニーズに対応する谷間のない福祉サービスの提供のため、福祉サービスの改善や創設、事業所間の連携の強化を図ることが必要です。



施策の内容

①障がい者の自立と社会参加の支援

- (1) 障がいのある人たちの自立を促進し、生きがいを高めるため、サロンやサークルなどの活動の支援に努めます。
- (2) 障がいのある人の自立と就労促進のために、高等学校、就労を支援する事業所と協力し、就労を希望する人たちの就労支援に努めます。
- (3) 障がいのある人に対する理解を深める活動を充実するとともに、健常者と障がいのある人の交流を推進します。お互いの個性を認め区別なく共に生きる社会(インクルージョン)について理念の普及に努めます。

②相談支援体制の充実

- (1) 障がいのある人が安心して地域での社会生活を送ることができるよう、情報の発信や多様化する相談に対応できる相談先の確保と充実に努めます。
- (2) 住民(福祉ボランティア)などの支援者と民間事業者、行政が連携を図り、福祉ニーズの対応や社会参加への支援の充実、地域課題の解決に努めます。

③生活環境の充実

- (1) 利用者の状況やニーズに対応した自立支援給付(※注2)、地域生活支援事業(※注3)などの福祉サービスの充実と適切な医療費助成制度の利用の支援に努めます。

④障がいのある子どもたちの療育

- (1) 増加傾向にある障がいのある子どもたちへの早期療育に向け、関係機関との連携のもと療育の要望に応じ、就学前、後を通じた療育・教育体制の充実に努めます。
- (2) 子ども発達支援センターにおける療育施策の充実に努めます。

(※注1) インクルージョンとは、社会的包摂という意味を持つ用語。何らかの理由で社会から排除された人々を社会主流に包み込むという意味。福祉の領域においては、「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、地域住民が包み込んだ共生社会をめざす」ことを理念としている。

(※注2) 自立支援給付とは、在宅で訪問によって受けるサービスや施設への通所や入所を利用するサービス、また自立促進のための就労支援など利用者の状態やニーズに応じて個別に給付されるサービスのこと。この自立支援給付は、一部を除き利用者に身近な市町村の実施事業とされ、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具に分けられる。

(※注3) 地域生活支援事業とは、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的・効率的に実施する事業。内容については、地域の事情に応じて様々だが、相談支援、日常生活用具の給付、移動支援などの事業を行っている。

5 社会保障の充実

現状と課題

- ◆本町の国民健康保険は、町民の約5分の1が加入しており、他の保険制度と比較して高齢者の割合が高く、国民健康保険で負担する医療費は年々増加しています。また、団塊世代の退職者や、景気の低迷による非自発的退職者の加入者増加が見込まれる一方、医療技術の高度化によって、医療費の高額化が進み、運営がより厳しい状況になっています。今後は、適正な受診などの啓発による医療費の抑制が求められています。また、保健、福祉、保険、医療などの関係機関との連携を図りながら、医療費の抑制に取り組む必要があります。
- ◆国民年金制度は、不安のない生活のため不可欠な制度ですが、近年の年金をめぐるさまざまな問題や負担と給付などに対する不信感が増大する傾向にあり、若者の未納率が上昇するなど憂慮すべき状況にあります。今後も国民年金の必要性や加入などについて、対象者になお一層の啓発をしていく必要があります。
- ◆急病や事故のとき、町民だれもが安心して医療を受けられることが必要ですが、今日、医療の専門化・高度化などにより、医師不足による救急患者の受け入れ拒否が社会問題化されていることから、救急医療体制の充実を図る必要があります。

- ◆社会保障は、病気や障がい、介護、失業など生涯にわたる生活上の不安に対して、幅広く対応するものとして、安心と安定した日常生活を送るうえで不可欠なものとなっています。特に近年の世界的な不況の影響もあって、本町の生活保護世帯も増加の一途をたどっています。
- ◆本町には、3カ所の町営住宅がありますが、老朽化が進んでおり、バリアフリーや耐震化にも十分対応できていない状況です。今後は、平成25(2015)年3月に策定した新宮町公営住宅等長寿命化計画(※注1)に基づき整備を計画的に進めていきます。

施策の内容

①国民健康保険事業の健全な運営

- (1) 適正な給付や医療費の適正化を図るとともに、健全な財政運営に努めます。
- (2) 国民健康保険税の収納率を向上するため、未納者には納税相談を実施し、福祉の生活相談と連携して適切な納税指導を実施します。

②国民年金制度の啓発

- (1) 国民年金制度の理解不足を踏まえ、正しい知識や情報の発信を実施します。また、国民年金の加入を促進するため、広報やホームページなど啓発活動の強化に努めます。

③地域医療体制の充実

- (1) 町民だれもが安心して医療サービスが受けられるよう、医師会や関係機関などとの連携を密接にし、近隣市町や関係機関との連携を図り、休日診療や救急医療体制など地域医療体制の充実に努めます。

④低所得者福祉の充実

- (1) 低所得者からの相談に対し、粕屋保健福祉事務所やその他関係機関と協力・連携し、適切な支援に努めます。
- (2) 生活の安定と自立支援を促すため、福岡県自立支援相談事務所や公共職業安定所と連携し、適切な就労支援を行うなど、自立支援の充実に努めます。
- (3) 町営住宅については、長寿命化計画に基づいて計画的な整備を推進します。

(※注1)長寿命化計画とは、建築物の機能や性能の異常がはっきり目に見えるような段階になって初めて修繕などの処置を施すより、中長期保全計画を策定し計画的かつ予防保全的な手法に転換し、建築物の耐用年数を延長するなど長寿命化するための計画のこと。

1 コミュニティの振興

現状と課題

- ◆隣組合や行政区(自治会)などの地域コミュニティは、地縁による団体として地域の行事、まつりやスポーツ、地域づくりや防災、地域福祉の向上など、住民相互の融和や地域課題への対応など、これまで重要な役割を果たしてきました。
- ◆近年の核家族化の進展やプライバシー意識の高まりなどにより、地域への愛着や相互扶助意識が低下し、隣近所とのつきあいを拒む人が増えています。本町においても、各行政区において、役員や世話役を引き受ける人や地域行事に参加する人が少なく、行政区や組合に加入しないなどの問題が出てきています。
- ◆平成27(2015)年4月現在、本町には23の行政区がありますが、規模の面では、一番大きな行政区で約1,500世帯3,700人超、一番小さな行政区で約30世帯100人不足と大きな差があります。また、古くから農漁業などを中心とする行政区、新興住宅を母体とする行政区、古くからの集落と新興住宅が混在する行政区など、その成り立ちもさまざまです。
- ◆私たちの生活は、個人や家庭があくまで基本ではありますが、高齢社会や核家族化の進展、災害時への対応などを考えると、互いに助け合い、支え合う、そんな地域コミュニティの復活が大きな課題といえます。この問題は、行政だけでも、地域だけでも解決できる問題ではなく、両者が一体となって考えていく必要があります。

◆本町では、これまで公民館機能の充実を支援するため、老朽化した施設の改修やバリアフリー化する際の建築補助金の交付を行ってきました。また、生涯学習の一環として出前講座の開催や行事の際の用具の貸出などの支援も行っています。今後も公民館などが、地域コミュニティの場として機能するよう、ハード・ソフト両面から支援していく必要があります。

施策の内容

①コミュニティ組織の仕組みづくり

- (1) これまでのまちづくりの単位であった行政区の課題や利点を検証し、町民と協働(※注1)しながらこれからの地域コミュニティ組織の単位やあり方について検討します。
- (2) 中心市街地については、急激にマンションや住宅の建設が進むため、地元行政区などと協議し、エリアマネジメント等の新たなコミュニティのあり方について検討します。

②コミュニティ施設の充実

- (1) 身近な地域の公民館などさまざまな地域活動の拠点が、地域コミュニティの場として機能するよう、施設の整備に対して支援します。

③コミュニティ活動の活性化

- (1) 町民の自発的な地域活動を促すため、自治意識の高揚に努めます。
- (2) コミュニティ活動を総合的に支援するため、コミュニティに関する窓口や組織の連携に努めます。
- (3) 役場窓口での転入手続き時や広報活動により、転入者や行政区未加入者の行政区への加入促進に努めます。

(※注1) 協働とは、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられている概念のひとつで、地域や社会をめぐる課題を解決していくため、行政、地域自治組織、町民活動団体、企業などがそれぞれが活性化し、お互いの不足を補い、ともに連携・協力していくこと。

2 協働・公益活動の推進

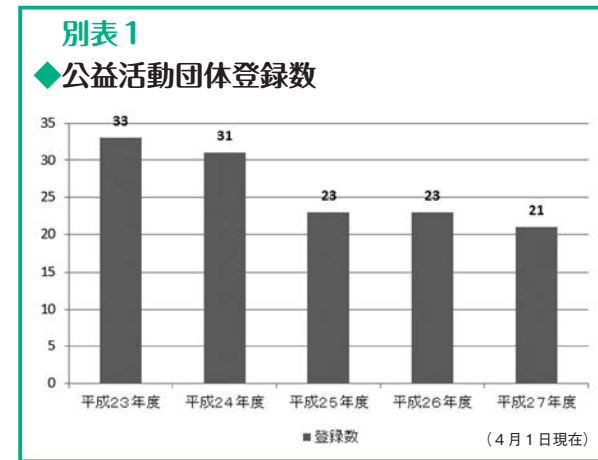
現状と課題

◆地方分権が進展する中、地方の自主性や自立性を高め、個性豊かで活力ある地域社会の確立が求められています。そのためには、町民、事業者、学校、行政などが、お互いの役割を認識し、共に汗を流し、相互に連携・協力しながらまちづくりや地域づくりに取り組むことが重要です。また、新たなまちづくりの担い手としてのボランティア団体などの活動や地域におけるコミュニティ活性化への取り組みも一層重要となってきます。

◆社会の成熟に伴い、多くの町民が「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を重視するようになってきています。こうした中、生きがいや自己実現を求め、さまざまな分野でボランティア活動などに取り組む町民が増えていますが、公益活動団体登録数は平成23(2011)年度をピークに減少に転じています。(※別表1 公益活動団体登録数)。多くの団体が活動を開始するものの、単発的な活動となる傾向にあります。今後は、継続的な活動へとつながるような団体育成への取り組みが重要となってきています。

◆「ボランティアの拠点や情報が不足しており始めるきっかけが弱い」「協働や参画の仕組みが確立されていない」といった、町民の声もあることから、町民がどのように地域社会に貢献し、さまざまな活動に参画できるのかを町民と行政が共に考え、町民の能力や知識、経験をまちづくりに活かしていくことが求められています。

◆また、ボランティア以外にも、行政の各種委員会や審議会への公募をはじめ、町民参加型のワークショップなど町民と行政が、それぞれの特性を活かしながら、まちづくりや課題解決に向けて話し合いのできる環境をつくっていくことが重要です。



施策の内容

①協働のまちづくりの推進

- (1) NPO(※注1)・ボランティア団体・公益活動団体・企業・大学といった幅広い団体とパートナーシップによる協働のまちづくりを推進します。
- (2) 町民と行政職員が、「協働のまちづくり指針」について理解し、共通の認識のもと、まちづくりを推進するため、あらゆる機会を通じて情報を発信し、意識の高揚に努めます。
- (3) 地域の活性化や地域のさまざまな課題解決のために、町職員と地域との関係強化を推進します。

②公益活動への支援

- (1) NPO・ボランティア団体などの自発的な活動を促進するため、情報の共有や連携などの活動を支援します。
- (2) NPO・ボランティア団体等の活動内容や状況などを町民に広くアピールし、理解を深めるとともに参加を促すなど、活動のより一層の充実に努めます。

(※注1) NPOとは、NonProfit Organizationの略。ボランティア活動など、社会的な公益活動を行う、営利を目的としない組織・団体。
(※注2) ワークショップとは、作業場や工房を意味する語であるが、住民参加型のまちづくりにおいて、参加者が対等な関係で対話と共同作業を通じて一定の総意を得ていく会議手法のひとつ。

③町民参画の推進

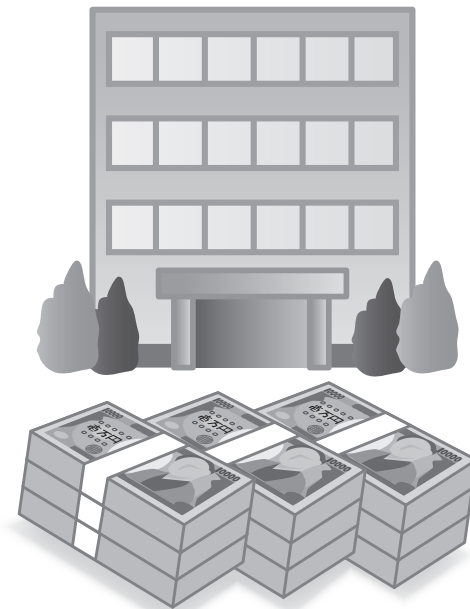
- (1) 町の政策や施策に関して広く町民の意見を反映させるため、ワークショップ(※注2)方式による参加型の会議を開催するなど、町民の参加機会の充実に努めます。
- (2) 町民がまちづくりに参画できる機会を充実させるために、各種の審議会や委員会などへの公募委員の登用などについて検討します。
- (3) 町内外の行政に関わりのある各種団体・個人などが一堂に会し、町の更なる発展に向け親睦を深め、町の現状や課題などを共有するため、連携を推進します。
- (4) 本町の行政や公益の増進、さらには文化の振興などに寄与した人々の業績を顕彰し、規範として町の発展向上に努めます。

1 効率的な行財政運営

現状と課題

- ◆地方分権の進展や行政ニーズの多様化により、基礎自治体としての市町村事務が増え、高度化・専門化していく中で、これまで以上に行財政基盤の強化が求められています。
- ◆財政面では、中心市街地の開発が終了したことに伴い、道路や学校施設などのインフラ整備が必要となることから、非常に厳しい財政状況となっています。そのなかでも、必要な行政サービスの提供を維持していくためには、これまで以上の効率的な行政運営を続けていく必要があります。
- ◆地方公共団体には、国がとりまとめた「長期ビジョン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26(2014)年12月27日閣議決定)により、「地方版人口ビジョン」と「市町村版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していくことが求められています。この取り組みによって、「まち」が活力ある地域社会を創生していくことが期待されます。

◆町職員については、平成19(2007)年に、新宮町人材育成基本方針を策定し、職員研修を大幅に増やすとともに目標管理制度の導入など組織として成果をあげるよう努めてきました。今後とも、職員が地域との関係を強化し、町民に信頼される職員を育成していく必要があります。



施策の内容

①町民から信頼される行財政運営

- (1) 総合計画をはじめとする各種行政計画の適切な進捗管理と公開に努めます。
- (2) 事務事業評価(※注1)の導入による事務事業の整理・合理化や補助金の適正化を行い、効果的・効率的な事務事業の実施に努めます。
- (3) 持続可能な行政経営を行うため、税収等の確かな見積もりと、人口増加に伴う経費の増加を踏まえた財政シミュレーションを策定し、随時見直しを行い、実施計画に定めた事務事業を計画的に実施します。
- (4) 課税対象の的確な把握や適切な滞納処理を行い、公平な課税に努めます。また、納税意識を高めるための小学生向け租税教室や徴収強化月間などで、町税に対する周知・啓発を推進します。
- (5) ふるさと寄附金の募集など自主財源の確保に努めます。また、手数料や使用料については適正な見直しを実施します。
- (6) 行政財産として活用見込みのない町有財産については、売却や借地などによる有効活用を努めます。
- (7) 適正な価格競争の下で効率的に社会資本を整備するため、多様な入札契約方式及びその運用について研究を推進します。
- (8) 公共施設の改修等については、公共施設等総合管理計画(※注2)を策定し、計画的な整備を実施します。

②組織・人材の育成

- (1) 総合計画の目的を計画的に達成するため、行政需要に応じた効率的、効果的な組織編制に努めます。
- (2) 研修制度や目標管理制度などを柱とした人材育成基本方針に基づき、体系的な人材育成を行うとともに、公務員として必要な能力の開発に努めます。

(※注1) 事務事業評価とは、町が行っている仕事(事務)の目的を明確にし、目的妥当性・有効性・効率性について実績・結果を職員自らが評価することで、業務の改善や改革の道を模索し、その評価結果をもとに、次年度以降のより効果的、効率的な事務事業の執行に結びつける制度のこと。

(※注2) 公共施設等総合管理計画とは、国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、町が保有する公共施設等の全体の現況、課題等を整理・分析し、将来の公共施設等の需要を適切に判断したうえで、長期的な視点を持って、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化など、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な指針等を定めるもの。

2 広域行政の推進

現状と課題

◆人々の日常生活圏の拡大や社会経済活動の広域化が進む中、市町村が共通して抱える課題や単独の市町村では対応が困難な課題に対応するため、あるいは、効率的な行政運営や提供する行政サービスの充実や高度化を図るため、広域行政の充実が求められています。

◆今後は、本町が加入する各種広域行政のさらなる充実に努めるとともに、町民の利便性やサービス向上の観点から、周辺自治体との連携による広域的な地域づくりについても検討していく必要があります。また、国では道州制(※注3)や地域主権など新たな地方自治のあり方について検討がなされています。

◆本町では、周辺市町とごみ、消防、高等学校、葬祭場などを一部事務組合(※注1)で組織し、共同で事務処理を行っています。また、介護保険事務や後期高齢者医療に関する事務について、広域連合(※注2)で行っており、さらに、福岡市を中心とした福岡都市圏広域行政推進協議会において、国県道や河川の整備、各種助成制度の拡充など、国や県に対する提言活動も行っています。

◆広域行政の主なもの

平成27(2015)年11月現在

名称	設立	分野・内容	構成
福岡都市圏広域行政推進協議会	S 53.1.1	広域計画・国県要望	福岡市とその周辺市町
福岡都市圏広域行政事業組合	H 5.4.28	都市圏各種共同事業	同上
福岡地区水道企業団	S 48.6.1	水の安定供給	同上
玄界環境組合	S 42.3.31	じん芥処理	宗像・福津・古賀・新宮
北筑衛生施設組合	S 45.4.1	葬祭場運営	糟屋1市7町他2市
古賀高等学校組合	S 37.3.24	高等学校運営	福津・古賀・新宮
粕屋北部消防組合	S 53.10.25	常備消防	古賀・新宮
福岡県介護保険広域連合	H 11.7.1	介護保険	県内33市町村
福岡県後期高齢者医療広域連合	H 19.3.27	後期高齢者医療全般	県内全市町村

施策の内容

①福岡都市圏広域行政計画の推進

(1)平成23(2011)年度からの第5次福岡都市圏広域行政計画に基づき、福岡市とその周辺市町の地域特性や役割分担を踏まえ、水問題や基幹道路などさまざまな広域的課題の解決のため、国や県などに対して要望活動を実施します。

④近隣市町との連携

(1)広域で実施した方がより事業効果が見込める事務事業については、隣接する自治体を中心に交流・連携事業を進めるなど広域行政を推進します。
(2)道州制など国や県の動向なども踏まえ、新たな広域連携のあり方について検討します。

②広域行政の推進

(1)福岡地区水道企業団及び北九州市用水供給事業からの受水により、安定した上水道の供給を実施します。

③一部事務組合の健全化

(1)玄界環境組合、福岡県介護保険広域連合や福岡県後期高齢者医療広域連合などについて構成市町と連携しながら適正な運営に努めます。

(※注1)一部事務組合とは、複数の市町村が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織。

(※注2)広域連合とは、複数の市町村が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織。

(※注3)道州制とは、複数の都道府県が合併して、「道」「州」などの広域自治体を設置し、広範な行政機能をもたせて地方主権を図る制度。

3 情報化の推進と広報広聴の充実

現状と課題

◆町民との協働によるまちづくりを進めていくためには、町が行う広報活動を充実し、行政情報を町民と共有する必要があります。一方で、インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの情報通信技術(ICT)が急速に発展普及したことにより、今後は多くの人々がICTの恩恵をうけることができるユビキタス社会(※注1)の実現や電子自治体の構築が求められています。

◆本町では、毎月1回発行する広報誌「Active新宮」と町公式ホームページを主な情報伝達手段として広報活動を行っています。しかし、近年では情報化社会の進展やライフスタイルの変化などにより、情報の専門化やニーズの多様化の傾向もあり、必ずしも十分であるとは言えなくなっています。

◆議会定例会をはじめ、各種会議では全て紙資料であるため、多くの用紙や資料の作成に時間を要しています。また、資料の差し替えや文書の保存年限経過に伴う廃棄量も多く発生しています。今後は、用紙購入費用や廃棄量の削減を図り、省資源化に努めるためにモバイル端末やタブレット等の活用によるペーパーレス化を検討する必要があります。

◆町のあらゆる行政サービスや施策に対する意見や要望など広聴活動の重要性も高まってきています。本町では、インターネットメールや公共機関政策決定や事務改善などに、町民の意見を反映させるため、パブリックコメント(※注2)の実施や役場に設置した町政への意見箱の設置に取り組んでいます。また、行政が策定する様々な計画において、住民会議などの設置や各種アンケート調査の実施も広聴活動の一環ともいえます。今後は、町民との協働による行政運営の確立を図るため、より多くの町民の意見や提案が寄せられるような制度の充実を図るとともに、ICTを積極的に取り入れ、町民と行政相互で情報のやり取りができる仕組みをつくっていく必要があります。

(※注1)ユビキタス社会とは、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がコンピューターネットワークでつながることにより、さまざまなサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会のこと。
 (※注2)パブリックコメントとは、重要な計画などを策定しようとするときに、町民等の意見を広く求め、その結果を計画に反映させていく手続きのこと。
 (※注3)パブリシティ活動とは、公衆との関係をよくするためのコミュニケーション活動、とりわけ住民への情報提供の中で特に影響が大きい報道機関への情報提供活動のこと。

施策の内容

①電子自治体の構築

- (1) 広く町民が恩恵を受けることができるよう、自治体の持つICTの活用について、さまざまな手法を調査・検討します。
- (2) 既存の各種システムについては、更改する際にコストや機能の見直しを徹底し、機能改善や強化に努めます。また、事務の効率化や新たな事業等に対応するために新規システムの導入も積極的に検討します。
- (3) 紙媒体を含めた電子データ等の各種個人情報取り扱いについて、情報漏洩などの重大事故が発生しないよう適正な管理を行い、出先機関も含め全庁的な情報セキュリティ対策の強化に努めます。
- (4) コンビニ交付サービスにおいて、すでに実施している証明書以外の証明書や行政手続きの簡素化などの検討を進め、町民ニーズに対応したシステムの構築に努めます。
- (5) カード決済などによる多様な収納方法について調査・検討します。
- (6) 会議などで使用する資料等のペーパーレス化を図るため、モバイル端末やタブレット等の活用について調査・検討します。

②広報機能の充実

- (1) 読みやすく分かりやすい広報紙面づくりに努めるとともに、さまざまな情報伝達手法を検討します。
- (2) 新聞やフリーペーパーなどの媒体を有効に利用したパブリシティ活動(※注3)を推進します。
- (3) 積極的な情報公開の媒体として、町公式ホームページの充実に努めます。また、状況に応じて町勢要覧の更新を実施します。

③広聴システムの充実

- (1) 広く住民からの意見が聴けるように、必要に応じてアンケートを実施します。
- (2) 住民生活に密接に関係する条例や重要な計画の策定にあたっては、幅広く町民の意見を聴くためにパブリックコメント制度の適切な運用を実施します。

④情報公開の推進

- (1) 新宮町情報公開条例の趣旨を尊重し、情報公開に努め開かれた町政の実現に努めます。
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関して、適切な運用に努めます。
- (3) 地域やグループなどの要望に応じて、町職員などが町の施策や事務事業について説明を行い、住民の意見を聴くため、行政の「出前講座」や「行政懇談会」などを実施します。

第5次新宮町総合計画
—みんなの新宮町未来計画—
後期基本計画

- 発行／新宮町役場
〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号
TEL (092)962-0231(代表) FAX (092)962-2078
ホームページ <http://www.town.shingu.fukuoka.jp>
- 企画・編集／新宮町役場 政策経営課
- 発行日／平成28年5月
- 印刷／社会福祉法人 福岡ココニ一

